

令和4年6月愛荘町議会定例会会議録

令和4年6月6日（月）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 一般質問
日程第 5 報告第 3号 令和3年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6 報告第 4号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 7 議案第25号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第26号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 村 西 作 雄 君	6番 森 野 隆 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すすみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 田 定 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 有村国知君 副 町 長 中西 功君
兼 企 画 政 策 監

教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	上 林 市 治 君
総 務 政 策 監	生 駒 秀 嘉 君	福 祉 政 策 監 兼ワクチン接種推進室長	森 まゆみ君
産 業 政 策 監	北川三津夫君	みらい創生課長	西川 傳和君
経 営 戦 略 課 長	田 中 孝 幸 君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
くらし安全環境課長	水 谷 徹 也 君	福 祉 課 長	小 林 充 周 君
農 林 振 興 課 長	山 本 拓 也 君	土 地 改 良 担 当 課 長	楠 真二君
商 工 観 光 課 長	藤 野 知 之 君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	羽 田 順 行 君
生 涯 学 習 課 長	陌 間 秀 介 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	青 木 清 司	書 記	伊 谷 一 真
--------	---------	-----	---------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。令和4年6月定例会を開催お願いいたしましたところ、議員各位には早朝から御出席を頂き、誠にありがとうございます。座らせていただきます。

定例会を開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨の時期を迎えまして、蒸し暑い日が多くなりましたが、議員各位におかれましては、日々、本町の発展や住民福祉向上のために議員活動を頂いておりますことに、高いところからではございますが、厚く御礼を申し上げます。

さて、3年に及びます新型コロナウイルス感染症は、幾分減少傾向にはありますが、いまだ終息が見えない中におきまして、今年も愛知川納涼花火大会が3年続けて中止となる残念な結果となりました。一刻も早く事態を収束いたしまして、平穏な生活を取り戻せることを、心を一つにしてこの難局を乗り越えたいと思います。

さて、本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策といたしまして、議場でのマスク着用といたしておりますので、了解を頂きたいと思います。また、傍聴席の皆様におかれましても、感染症予防対策といたしまして、傍聴席の入り口のアルコール消毒、マスクの着用をお願いするものであります。また、感染症予防のために、閉鎖した空間、近距離での多人数の会話などに注意が必要であることから、質問及び答弁につきましては簡潔に行われますよう御理解、御協力をお願い申し上げます。なお、一般質問は自席で行い、飛沫防止アクリル板を設置し、マスクを外して行っていただきますので、御了解いただきたいと思います。質問者が替わればアクリル板の移動を行いますので、よろしく願いをいたします。

本日はクールビズの期間中ですので、本会議出席者は麻シャツ及びノーネクタイでの出席としていることを申し添えておきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和4年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田 定君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番 上田太治君、8番 高橋正夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田 定君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月17日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの12日間に決定いたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（村田 定君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） おはようございます。令和4年6月愛荘町議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

昨日は、甲賀市で開催されました第72回全国植樹祭に出席をいたしました。記念植樹にも参加をさせていただきました。天皇皇后両陛下はオンラインで御出席されたところですが、森林や緑を皆で守っていく大切さに改めて思いを致したところがございます。

間もなく梅雨の季節を迎えます。気象庁によりますと、近畿地方の梅雨入りは平年で、まさに今日、6月6日頃とされております。今年については、もう少し先になることを伺っております。ゲリラ豪雨や線状降水帯など、雨の降り方が一昔前とは変わってきており、これからの出水期において、大雨に対する備えには万全を期してまいりたいと存じます。

さて、ロシアがウクライナに侵攻してから3か月が経過いたしました。そこにふだんの生活があったということを想起することが難しいほどの光景が連日報道されており、多くの犠牲者や避難者が発生しています。いまだ停戦の見通しも見えません。ロシアの力による現状変更の試み、国際法違反の行為は強く非難されるものであり、日本を含む様々な主体による努力等によって、停戦、主権の回復、そして一日も早い平和の実現を強く望むものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。いわゆる第6波の感染数は徐々に低減してきておりますが、全国的には連日2万から3万人程度の新規感染者が報告されているところです。現在の流行の主流となっているオミクロン株は、重症化するケースは少ないとされるものの、町民の皆様には、引き続き感染対策の徹底をお願いいたします。当町においても、60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患をお持ちの方を対象として、重症化予防を目的に行う4回目のワクチン接種につきましては、安心安全に接種いただきますよう、引き続き取り組んでまいります。

さて、昨年度に引き続き今年度においても、自治会ミーティングとして、区長総代さんをはじめとする字役員、住民さんに直接お出合いする機会を頂いております。コロナ禍で一時中断を余儀なくされてきた地域での行事や活動を、様々な工夫を凝らしながら、少しずつ復活してきておられる様子を見聞きいたしまして、大変うれしく、また心強く感じている次第です。町といたしましても、地域における人と人のつながりを大切に、日々の暮らしに笑顔や絆を取り戻してまいりたいと存じますし、地域の現状や関心事に加え、地域が抱える課題等を共有させていただくことで、地域と行政のパートナーシップのもと、持続可能な地域づくりの推進を図ってまいりたいと存じます。

それでは、今期定例会に提案いたします議案について御説明を申し上げます。報告案件2件、条例案件1件、補正予算案件1件、合わせて4案件を御提案させていただきました。

まず、報告案件です。報告第3号 令和3年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

次に、条例案件1件でございます。議案第25号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、公職選挙

法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

最後に、補正予算案件でございます。議案第26号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ6,151万円を追加し、総額を114億3,389万4,000円とするものでございます。

主な補正内容といたしまして、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う経費として3,050万円、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う経費として1,713万6,000円を計上いたしました。

以上の案件を令和4年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 日程第4、一般質問を行います。

今期定例会は10名の一般質問通告があり、本日は6名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数につきましては3回まで、また、30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしく願いをします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 中川喜代和君

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和。議長より発言を許可されましたので、ただいまより一般質問をいたします。

冒頭、ウクライナとロシアとの2国間の侵略戦争により、多くの人々の尊い命が犠牲になっています。命を失われた方々に哀悼の意を表し、謹んでお悔やみ申し上げます。

それでは、質問に入ります。一問一答でお願いします。

質問1、町道長野・野良田線高畑地先の交差点改良についてお伺いします。平成30年10月、町道長野・野良田線高畑地先の交差点（山川原への出入口）に、信号機の設置を陳情（8号線以西自治会住民の署名も添えて）したことに端を発し、朝夕の児童生徒の交通安全を願うお願いを愛荘町役場に強く働きかけてきました。その間、

信号機の設置は極めて難しいとの回答があり、交差点改良で考えてみたらどうかという方向性が行政から示されたと聞き及んでいます。当時の町会議員よりです。

その後、高畑地先の交差点改良の事業はどの程度進まれているのか、また、高畑地先交差点の安全確保のめどについて、どのようなお考えを、対策を考えられておられるのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 中川議員の御質問にお答えいたします。

町道長野・野良田線高畑地先の交差点につきましては、地元自治会から信号機の設置要望を頂いておりましたが、町や東近江警察署において交通量調査を行いましたところ、信号機設置の指針に基づき必要とされる道路幅員や1日当たりの交通量の条件を満たさなかったため、東近江警察署から信号機の設置は難しいと平成31年4月に口頭で回答がありました。

同交差点においては、信号機の設置要望をする前から安全対策を進めており、平成29年度にカーブ区間の一部道路改良を施工したほか、令和元年度には、通学路等交通安全対策による一斉点検に基づき、区画線の引き直しや新たな設置、クッションドラムの設置や、横断用感応式パトライトの設置を行い、道路横断時の歩行者、自転車の安全確保に努めてまいったところです。

同交差点は、児童生徒の通学路で、JR稲枝駅へ通学通勤される方々が頻りに利用される道路でもあるため、歩行者や自転車の安全確保の向上や、交通事故による被害を防ぐために、こういった改善策を取り得るのかなど、さらに調査、研究することが必要と認識しており、地元自治会や東近江警察署など関係機関からも御意見などを頂きながら安全性の向上に努めてまいりたいと存じます。

なお、本町では道路網整備計画に基づき、様々な角度から道路整備の課題を抽出し、今後、整備を要する路線を特定した上で、整備順位や整備時期の検討を行っております。本路線につきましても、道路改良事業を行うに当たり評価項目としている必要性等を十分調査してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） この交差点での事故発生率や件数は御存じと思いますが、早急に関係部局と話をし、進めていただくことを望みます。

次の質問、第2に行きます。災害時の避難行動要支援者への支援についてお伺いします。愛荘町住民の尊厳、人権を守る主たる行為は命を守ることと捉えています。避難行動要支援者についての議論は、随分以前より行政と山川原自治会との話し合いを中心に進めてきました。以下の点について回答をお願いします。

1つ目、避難行動要支援者の把握状況（要支援者名簿など）は、行政担当課と各自治会で一致していますか。一致していないのなら、その理由をお聞かせください。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

愛荘町避難行動要支援者支援体制実施要綱に基づきまして、75歳以上の独居高齢者や要介護1以上の認定を受けている方、障害者手帳を有する方、外国人、0歳から小学校就労前の方を避難行動要支援者と位置づけております。対象者の把握は、関係各課が有する情報を福祉課で取りまとめ、町で管理しているデータと災害時に援護を希望される方から提出いただいた個別調書を取りまとめたデータとがございます。

このうち、後者の個別調書については、災害時に避難行動要支援者の避難等を支援する自治会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署等へ情報提供を行い、共有しているため、一致しております。

自治会でお持ちのデータと一致しない場合があるとすると、自治会において自主的に作成されたものと町が提供したものとの内容の違いから生じる差異であると考えられます。

町では、この個別調書の登録申請に係る周知を自治会の回覧でお願いし、新規登録を行っております。また、既存の登録内容に変更が出てきた方の把握については、年に1回、既存登録者全員に通知をさせていただき、状況にお変わりがあれば、その旨回答を頂いております。このような制度を浸透させるため、広報や福祉関連の出前講座で周知するなど、さらに啓発に努めたいと思います。

自治会で作成されたデータも有事には大変役に立つものと思います。町提供のものと双方を有効に活用して、自治会の活動につなげていただけるよう、今後も情報提供に努めてまいります。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2つ目の質問に行きます。

以前より、民生委員、児童委員との連携により各自治会の避難行動要支援者の調査、

把握が進められていますが、要支援者数の確認及び更新は、各自治会長と丁寧に行っているのでしょうか。各自治会との連携状況について、説明をお願いします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

各自治会への個別調書の提供については、状況に変更のあった方の更新内容も含め、区長総代会においてデータをお渡ししております。

先ほどの答弁でも触れましたが、状況が変わった方の把握については、例年2月から3月にかけて個別に通知させていただき、適宜個別調査の内容を更新の上、翌年度に自治会にお渡しする流れとしております。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3つ目の質問に行きます。

有事の際に、できる限りスムーズな避難をするための研修や訓練は行われているのでしょうか。町全体の実施状況はいかがですか。また、自治会単位の実施状況はいかがですか。

○議長（村田 定君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

昨今の地球温暖化によります異常気象や南海トラフ巨大地震の発生確率が年々高まっている中、当町にも大きな災害が発生する可能性があることから、災害に強いまちづくりを目指すため、当町では年1回、小学校区単位での輪番制によりまして、該当自治会の参集訓練も併せた発災型の防災訓練を実施しております。

また、春と秋の全国火災予防運動に合わせて、町及び消防団主催で火災防ぎょ訓練を自治会に対し実施しており、緊急時に備えた避難訓練も兼ねております。

一方、各自治会に対しましては、年度当初に防災研修や訓練、消火訓練、ハザードマップによる出前講座等を開催依頼し、町職員、町消防団、愛知消防署による指導等を実施しております。

令和2年度以降、コロナ禍の影響から防災訓練等を見送られた自治会も多くございましたが、昨年度は10自治会が啓発資料の配布も含めた出前講座等を実施されたところでございます。

町といたしましても、平常時から災害リスクのある全ての地域で、自治会の協力を得ながら、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施し、

自らの命は自らが守る意識の徹底や地域の災害リスクと取るべき避難行動等の周知を行い、地域の防災力強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問ですが、自治体単位はもちろんですが、職員の研修や訓練をやっているのでしょうか。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

数年前に、全正規職員に対し、地震を想定した避難招集訓練を実施しておりまして、おおむねの参集時間等も把握をしております。しかしながら、災害の状況や形態、また規模によりましては、参集時間が様々に異なることから、有事の際は早め早めの参集を呼びかけるよう心がけております。また、現在、町職員に対しましては、参集用メールを送受信体制を取っております。4月にメール配信テストを実施した上、状況に応じ、速やかに参集できる体制を整えておるところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） そしたら、最近はやってないと私は受け取りましたけども、なぜやれないのか。有事の際、職員の出動の人数の把握、交通手段、集合時間、また幹部職員の出勤や出動、また、町長は市ですが、副町長は大津に来られています。町長と副町長にお伺いします。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁申し上げます。

今、議員御提案ありました避難訓練といいますか災害時の訓練というのは大変大事なことだと思っておりますので、今後も機会を捉まえまして、職員の訓練ということに努めてまいりたいと考えております。

また、私が大津に住まいをしておることについてでございますけれども、台風が近づいているとか、事前に予測されます場合につきましては、庁舎に泊まり込むというような形で災害にも対応するというようにしておりますし、地震等の突発的な災害については、それが分かり次第参集するというので、万全の体制ということで心を置いているというところでございます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問を頂きました様々な職員を対象とした研修というところがございますけれども、実施の対応というところも、しっかり検討をしながら進めていくということは肝要かなというふうに思っておりますので、改めまして、この出水期ということもございます。担当課含め、また幹部職員含め、その辺り、どのような対応ができそうかというところを少し協議をさせていただきたいと思っております。とともに、以前まで台風等々の出役に関しては、幹部というか、本部職員ということが担っておったんですけれども、やはり、そのそれぞれの職員、もちろん若い職員さんも含めてなんです、この災害への対応力をより組織として引き上げたいという思いも大変強く持っておりますもので、この数年におきましては、この本部の参集とか、あと待機ということに関しても若手の職員をそのリストの中に組み込んだ体制ということで、今、対応しているというのが事実でございます、そういう点では組織一丸となって、この災害への対応力を引き上げていくということ、大変肝要だと思っております。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

4番目に行きます。愛荘町においても高齢化が進んでいますが、避難行動要支援者の近年の動向はどのようになっていますか。直近5年間の要支援者数の推移及び今後5年先の見通しをどのように把握されているのか、お伺いします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

避難行動要支援者は高齢者だけに限らず、障害者や常時特別な医療を必要とする在宅療養者、日本語の分からない外国人、ゼロ歳から小学校就学前の子供、妊婦など多岐にわたります。

近年の避難行動要支援者数は、平成30年度4,351人、平成31年度4,663人、令和2年度4,096人、令和3年度4,608人と推移しており、高齢者の要支援者数は増加傾向にありますが、小学校就学前の子供が減少しているため、全体的な要支援者数に大きな変化はありません。

また、登録申請をされて、個別調書を作成されている方は、平成30年度149人、平成31年度157人、令和2年度162人、令和3年度146人、令和4年度14

3人となり、関係団体に情報提供させていただいておりますが、近年においては減少傾向にあります。個人情報の登録申請という制度の性質も踏まえ、より町民の皆さんの理解を得るため、地域のサロン等の出前講座等、直接お話しさせていただける場での啓発に努めてまいりたいと思います。

今後も情報把握、情報共有に努め、災害時に有意義に活用できる体制を整えてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） それでは、質問3に移ります。

災害時の避難施設の有用性についてお伺いします。災害時避難の大原則は、確かな見通しのもと、早めの避難行動をすることであると私は思っております。しかしながら、確かな見通しも持てない災害や、突然の災害も起こっております。近年、突然の災害やこれまでの経験による想定をはるかに超える想定外の災害も頻発しております。このような突然及び想定外の災害に備えるために、避難所や一時避難所のありようを議論されているのでしょうか。

以下の点について、回答をお願いします。

避難行動要支援者を避難所や一時避難所までどのように避難行動支援をするのか。災害の状況にもよりますが、避難をするための交通手段などを考え合わせると、身近な一時避難所も避難所として可と考えますが、どうでしょうか。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

要支援者に対する避難所までの行動支援の部分についてお答えをさせていただきます。

町では、地域における日頃の見守り活動を基本とした地域での支え合い支援体制づくりを進めることを目的に、避難行動要支援者避難支援計画を策定しております。

この支援計画は、あらかじめ要支援者を登録することで、地域の人々の支え合いを求め、有事の際は安全に避難いただける体制を構築するものです。

災害発生時における避難行動要支援者の避難行動支援については、支援計画に基づき、自助、共助、公助の精神で、各地域における自主防災組織や地域ぐるみでの高齢者、障がい者の安否確認、避難場所への移動を支援いただきたいと思います。

○議長（村田 定君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 私のほうから、身近な一時避難所も避難所として可と考えるがといった部分について御答弁申し上げます。

災害対策基本法では、一定期間滞在をし、避難者の生活環境を確保するための指定避難所と、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所の区分が明確化されており、町内で合わせて12施設ございます。

議員御指摘の一時避難場所につきましては町内で49施設ありまして、避難情報が発令されたり、水害や土砂災害が発生することが予想される前の一時的な避難や各自治会における避難行動要支援者、隣接している家屋、高齢者世帯の避難確認をさせていただく場所として各自治会の公民館、草の根ハウス等を指定しております。

基本的には、指定避難所等の開設後、速やかに一時避難場所から移動していただくのが理想ですが、夜間時や移動することが危険と判断される場合で、かつ施設の安全性が確保されていれば、しばらくの間、一時避難場所にとどまらせていただくケースもあると考えます。

以上です。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問ですけれども、町内の一時避難場所の耐震性を調査し、本当に避難所に適合しているのか。町はどこまで把握しておりますか。

○議長（村田 定君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

過去に愛荘町一時避難所耐震診断事業がございまして、町が指定した一時避難所の地震に対する安全性の向上を図ることを目的に、耐震診断を実施しております。また、当時、修繕の必要等がある場所につきましては、自治会とも協議をさせていただいており、現在では、まちづくり補助金制度でございます自治ハウス整備事業がございまして、それぞれの自治会において耐震診断及び耐震補強設計、耐震補強工事等を実施いただいているところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2つ目の質問に行きます。

一時避難所も避難所として可と考えるなら、備蓄品等の整備充実を図る必要があるのではないのでしょうか。この点はいかがお考えですか。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

災害備蓄品については、現在町内8施設に備蓄をしており、有事の際は状況に応じた指定避難所等への配布を実施しております。

議員御指摘の一時避難場所につきましては、一時的に避難していただく施設となっていることから、生活環境を確保できる指定避難所等への避難が最優先であると考えますが、先に御答弁申し上げましたとおり、夜間時等において避難行動要支援者の移動等に危険が生じるおそれがあり、一時避難場所における安全性が確保されると判断してとどまっていただくこととなった場合等には、状況に応じ、備蓄品の配布を行います。

よって、一時避難場所に備蓄品等を常設することは現在予定しておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（村田 定君）　　3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君）　　3つ目に行きます。

突発的な災害に備えるべく、また避難行動要支援者の行動を想定すべく、有用的な避難施設の在り方について再考をお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

過去に起こった東日本大震災のような大規模災害や昨今の集中豪雨等の自然災害では、必要な情報を把握し、安全な場所に避難することが困難な避難行動要支援者に対する避難支援等の体制を整えておくことが求められております。

また、要支援者に対しては、福祉関係者や近隣の方及び自主防災組織などによる支援体制を確立し、対象者の状態に対応したきめ細かな救援を行う必要がございます。

避難施設については、指定避難所、指定緊急避難場所がございますが、災害のおそれがある場合、先行して高齢者等避難施設を開設するほか、一般的な避難所では生活に支障が想定される要支援者に対して、良好な生活環境の確保のため福祉避難所を設けております。

その中で、有用な取組といたしましては、要支援者の支援体制を日頃の見守りに活用するといった地域での関係づくりや、要支援者に自助である備えを促すことが大事

であると考えております。

また、避難先や避難経路の確認、避難誘導訓練といった災害時を想定した訓練を行うことで、有事の際、速やかに避難所等へ誘導することができることから、今後におきましても地域の協力を得ながら取組を強化してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

質問4、追寺川の排水整備計画についてお伺いします。平成27年頃から追寺川の排水整備計画が進められ、川のしゅんせつ、調整池の整備がなされてきました。また、令和元年6月の山川原自治会と行政との懇談会においては、調整池1つでは治水できないので、もう1つ整備してほしいとの要望も行政に進言してきました。

その後、具体的な整備がされてきたのかどうかは定かではありませんが、昨年、令和3年8月の大雨により追寺川が溢水し、その周辺の田畑の作物に被害があり、また、周辺住民の家屋の浸水の心配も大きかったと記憶しています。当時の溢水の状況写真は、担当課にも提出していると思います。

私は、追寺川の排水整備計画について、いま一度見直しをする必要性を感じているのですが、行政はどのように考えておられるのか。自然災害から住民の命と財産を守る観点から、以下の点について回答をお願いします。

昨年、令和3年8月の大雨により追寺川が溢水した写真を見て、どんなことを思われましたか。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

議員から御提供いただきました当時の状況写真を見せていただきますと、河川や水路での水量も満水状態となり、その流れも速く、最上部まで水位が上昇しており、沿線の農地など地盤が低い地域では溢水や冠水をしており、また、あと数十センチ水位が上昇していれば、多くの場所での浸水につながったと考えられます。

この写真の詳細な撮影日時は分かりませんが、昨年8月の大雨では、県内各地で大きな被害がございました。彦根地方气象台が8月15日16時に発表した内容では、滋賀県では8月11日22時の降り始めから、総降水量が300ミリを超えて、8月

降水量の平均値の2倍を超える大雨となっているところもあり、地盤の緩んでいる所や増水している河川がありますとあり、まさしくそうした状況であったと推測いたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） まさに8月11日の写真です。住民の立場に立って、危機感を持って対応していただきたいことをお願いしておきます。

次の2番目に行きます。第2の調整池の整備計画はどのようになっていますか。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

追寺川の改修につきましては、平成27年度から28年度に本川改修工事を完了し、平成29年度には川原地先におきまして、調整池付近にある彦富の湧の改修を行い、整備を一定完了いたしました。

第2調整池の整備につきましては、地元自治会から要望を頂いておりましたが、当初設置しました調整池によるため、とどめる機能により、貯留対策や流量調整を図りながら、洪水浸水対策が図れるものと考えていたところでございます。

しかし、議員から提供いただきました状況写真のとおり、昨年8月の大雨により、追寺川へまとまった雨量の流入があり、沿線農地へ溢水したことを踏まえ、その原因が何かということを考えなければならないと認識をしております。

当時は、追寺川だけでなく他の河川や水路でも水位が上昇し、沿線農地に一時的に貯水し、一定流量の水位に達すれば下流へ流れ、元の河川や水路に排水されるような状況となっております。

また、追寺川は農業用水も兼ねた利水路であるため、利水に影響を及ぼす懸念も考えられます。

今後、追寺川の上流部では、県道神郷彦根線の道路改良工事で排水路の改修や1級河川不飲川放水路が整備されますので、流入量が分散し、現在より安全度は向上するものと考えられます。

町でも引き続き、追寺川で流下能力の低下につながる土砂堆積、雑木の繁茂状況などを調査し、適正な流下能力の確保と、調整池から放流量を調整するポンプの機能確保を図り、治水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3つ目の質問に行きます。

追寺川下流（彦根市行政区）のしゅんせつ計画を以前に実施されたように、愛荘町行政と彦根市行政との連携により進められないのでしょうか。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えいたします。

平成27年度に彦根市と協議を行い、平成28年度に当町が発注した追寺川改修工事（第2工区）に係る費用の一部を彦根市から負担いただいております。

今後におきましても、新たに改修やしゅんせつが必要となる場合には、下流行政区であります彦根市とも調整を図り、連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） それでは、最後の質問に入ります。

冬の除雪対策についてお伺いします。今年の冬の降雪は大変多く、町内各地域におきましては除雪に苦勞しました。今後、地球温暖化の影響により、大雨、大雪が想定されます。そこで、その対策について質問をします。以下の点について回答をお願いします。

主要道路の除雪は、除雪業者に委託されて行われていますが、それ以外の字内生活道路の除雪は、字民住民に委ねられているのが現状と捉えております。しかし、少子高齢化の地域事情により、除雪できない地域も見られるのではないですか。町内の状況はいかがでしょうか。昨季の除雪の状況を説明してください。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えいたします。

本町では、毎年12月にその年度の雪寒対策（除雪）実施計画を定めております。この中で、対策期間や作業実施時期、積雪量の測定箇所や除雪作業路線を定め、一定の積雪があれば、本計画に基づき除雪作業の依頼を行うとともに、職員も出動し、道路障害物の除去や、融雪剤の散布等を行っております。

令和3年度における除雪の状況ですが、朝5時の時点で測定箇所での積雪量が10センチを超えた日が6回ございました。その都度、除雪業者や自治会等に依頼を行い、

除雪作業に出動いただいたところでございます。

除雪に出動いただいた業者の方々は、割当て路線に速やかに出動いただいております、例年より降雪量が多く、出動回数も多かったにもかかわらず、速やかに除雪作業を実施していただいております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2番目に行きます。主要道路の除雪の範囲、生活道路も含めてですが、見直す計画はないのですか。ないのなら、ぜひ見直してほしいと思っているのですが、いかがですか。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えいたします。

町の除雪計画における路線は、緊急車両の通行確保や交通渋滞の軽減を図るため、通学路やバス路線など交通量が多い幹線道路を優先的に除雪しております。

生活道路の除雪については、今般の降雪期において、除雪の依頼や問合せを多数頂きましたが、主要幹線町道の円滑な道路交通を確保するため、これを優先的に行ってまいりました。

議員御指摘の生活道路の除雪につきましては、これまでから自治会や隣近所などの枠組みで実施していただいているところではありますが、近年、高齢化や、自治会での取組の見直し等により、町への除雪要望が寄せられているものと推察いたします。

しかしながら、要望される生活道路の除雪を全て町で行うことは困難であり、各家庭の出入口の除雪や、生活時間に合わせた作業については、引き続き、自助、共助、公助のもと、住民の皆様一人一人が地域ぐるみでの除雪に御理解と御協力を頂きますようお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3つ目に行きます。冬の除雪について、地域住民より次のような要望が届きました。除雪した雪の捨て場所がないので大変困りました。捨て場所を確保してもらってくださいとのことです。来季のことを考え、除雪した雪の捨て場所の確保について、対応策を検討し、善処していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

従来、除雪した雪の処分は水路や道路側溝に投棄されるほか、住宅など建物が密集する沿線では、出入りに支障がない歩道の隅や広い路肩に積上げし、道路通行に支障が出ないように配慮しているところでございます。

御質問の除雪した雪の捨場所の確保については、町として特段、従来から設けておりませんが、町内に点在する最寄りの町有地や公共施設の駐車場などを捨場所として一時的に活用することは可能と考えております。

敷地出入口となる部分を避け、公共施設本来の利用に支障をきたさない範囲で捨場所の確保ができるよう、関係課に働きかけていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 近畿地方整備局などに働きかけてもらって、液状の凍結防止剤を自動で噴射する設備を設けるなど、長浜や彦根市同様に、各方面に除雪体制の充実を図っていただきたいことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、3番、中川喜代和君の一般質問を終わります。

◇ 村西作雄君

○議長（村田 定君） 一般質問を続けます。5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西作雄。一般質問を行います。私は一問一答で、1問のみ質問をさせていただきます。

令和4年度補正予算案の修正動議発議に関連してお願いをいたします。

去る3月定例会では、かつてない予算規模の令和4年度一般会計総額110億9,400万円に、さらに最終日の3月24日、コロナ対策を主とする2億3,938万4,000円もの増額補正が提案されました。

その補正に、さらに今回、議員発議により、3年度産米の縁故米を除く出荷米1俵当たり1,000円を農業者に支援する予算3,900万円の修正増額予算が提出され、総額2億7,838万4,000円の補正予算が9対4の大多数で可決されたのは周知のとおりであります。

議員発議の予算修正動議は有村町政になって3件あり、平成30年9月議会、令和2年9月議会で発議されたものの、いずれも否決。今回初めて可決され、その予算のもとで、農家支援の緊急事業が執行されますが、3月議会での議員発議による予算修正動議の可決について、町長はどのように受け止めておられるか。また、動議の発議に至った要因をどう分析されているか、お伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 3月議会での議員発議による予算修正動議の可決については、各議員がそれぞれのお考えや意思のもと賛否の判断をされたものでございます。予算の修正動議は、地方自治における二代表制のもと、議会に与えられている権限でもあります。

副議長職にあり、また、豊富な行政経験もおありの村西議員からの今般の議会質問ですが、お答えをさせていただきますと、予算案の調製権を専属的に持つのは町長（首長）であるとの前提がございます。

これは、財源の裏づけや職員の実務を含めた事業執行体制の構築、準備、そしてそもそも限りある経営資源のもと、社会の要請の全てを事業化できれば理想なのかもしれませんが、過去からの取組や他の施策との整合性、そして何より事業効果を十分に吟味して予算化せねばならないというような背景があるからです。

また、一般論として、議会が専ら予算案を提出し、それを自ら議決するということが常となれば、社会として好ましいとは表現しにくい事態を招くようになるのは、誰にも容易に想像がつくと思います。

申し上げましたとおり、議会において議員各位が御意思を示されることに、全く異存はございません。

ただ、副議長からの質問ですので、議会、議事運営という観点からどうであったかと申し上げますと、今般の動議に関する一連の議事は残念であったと思っております。

国からの通知にも示されておりますが、議会が予算の増額修正を行おうとする場合は、執行部と議会の間で意見調整を行い妥当な結論を見いだすことが望ましいとされています。にもかかわらず、公平、中立の立場で議会運営を行うものとされている議長を補佐する立場にある副議長は、本動議が提出されることを事前に把握されていたにもかかわらず、全く執行部側に知らせることなく、結果、議場において、動議、また、副議長自らが賛成討論を行われ、採決、議決までがなされました。

議員としての思いがいかようであったとしても、あくまで二元代表が集う議会運営に当たっては、地方自治法に規定される様々なルールに沿うことはもちろんですが、踏むべきステップを記した通知、そして通知の趣旨に鑑みることが肝要であったと、今般のような動議の提出と採決、議決はこれまでの愛荘町政において前代未聞のことであり、係る議会運営について残念なことであったと思っております。

農地が多面的な機能を持つことや農業を継続していただくことがいかに大変で大切であるかということにつきましては論を待ちません。農業関係者の方々からも様々な機会を通じて伺っておりますし、十分理解をしております。また、その持続のためにと、今回の農家への緊急支援予算が議決された点も理解いたしております。

しかしながら、農業は主食用米の販売だけに頼る経営から、加工用米や飼料用米など、消費者の需要に応じた多様な戦略作物にシフトしており、経営安定化の手法として事前契約や複数年契約がございます。また、出荷米の多くを生産する当町の担い手農業者ですが、その数は34人と全農家の1割程度ですが、主食用米の耕作面積は町全体の3分の2を占めておられます。

加えて、農家の収入減少のリスクには大変有効な収入保険制度があり、令和4年度補正予算において、担い手を含む生産者の備えや経営転換や6次化などに向かうチャレンジを支えるため、収入保険の加入補助を町において計上し、議会の皆様に議決いただいたところです。

昨年度の米価の下落は確かに大きなインパクトでしたが、国全体の需要拡大なしに米価の回復は期待できません。国や県、農業者の皆様とともに生産転換や農地集積を懸命に進めている私どもとしましては、その生産調整の過程において、町の一般財源を原資とした米価の補填という考えは取らなかったというものでございます。

今回の動議につきましては、議会の皆様と町の農業へのアプローチの違いが端緒でありますが、農業者に寄り添い生産意欲を喚起しようとする点で、目指すところは同じであったと認識しております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西です。

今回の修正動議による昨年度農家出荷米1俵当たり1,000円の農業者緊急支援事業の事業化に際し、担当の農林振興課には、7月上旬の助成に向け尽力くださり、多くの町内農業者から感謝の声を頂いております。ありがとうございました。

さて、今回の議員発議による3,900万円もの増額修正の可決はイレギュラーであり、予算編成権、議案提出権、専決処分権、再議権等を有する首長に対し、議会がしょっちゅう発議するべきでないことは、私自身、十分承知しております。また、議会が予算修正をしようとするときは、町と議会との間で意見調整をして、妥当な結論を見いだすことが望ましいと、見解があるのも理解しております。

そんな中で、何がこの発議につながり、可決へとつながったのでしょうか。私は、その第1の要因は、理事者側と議員が言いっ放し、聞きっ放しになっていて、1つの問題点、争点に対しても十分な論議をせず、コミュニケーションが足らなかったのが大きな要因でないかというふうに感じております。これからはしっかりとお互いに政策論争をし、それぞれの思いを共有し、理解することが大事だと考えております。また、私もそうしたことに努力していきたいと思っています。

議員も、理事者も、町をよくする気持ち、住みよい町にしたい思いは一緒だと思っています。今後は動議の提出、採決、議決と、愛荘町制において前代未聞とおっしゃいましたけれども、こんな状況が起こらないよう、互いにコミュニケーションを図りながら、前を向いて進んでいきたいと思いますが、町長の考えもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど持論を述べていただきました。そのとおりであるというところも一部あるかなというふうに思っております。コミュニケーションが大事だということでもございます。

副議長でもいらっしゃるというところで、今回の議事の流れに関しまして、当方の思いということをお答えをさせていただいております。とともに、全員協議会という場がございます。この場におきまして、その政策、私どもが実施をしたいと考えるもの、また、議会の方々からもその御意見というところは当然頂戴いたしておりますので、そういう場というところが担保されているというところは、十分に踏まえていただくとということも大変肝要かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、コミュニケーションということは私たちも、常にそれが大事だということで、議会の先生方に望んでおるものでございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西です。

今ほど、全員協議会での論議も大切だというような町長のお話でありました。実は私もそう思っているんです。議員からいろいろ質問とか質疑とかした場合、もうほとんどが、政策監とか課長が答弁して、本当に町長としてどう思っておられるのかなどというのが、もうちょっと見えてない、そういうような思いもしています。そういったことで、今ほど、全協でのいろんな論議もというようなお話もありましたけれども、これから前を向いて、一生懸命政策論争を町長とともにしていきたいなというふうに思っています。今回の修正発議であります。

今回の質疑に至った思いについてしばらく述べたいと思います。3月24日提案のコロナ対策としての2億4,000万円の増額補正の財源として、国からの地方創生臨時交付金1億1,000万円余を充てているものの、補正総額の約半分近くの1億200万円を町の貯金である財政調整基金を取り崩して充当するなど、まさにコロナありきの大盤振る舞いの補正予算に映ったのは私だけではないと思っております。具体的に言いますと、ハーディーセンター秦荘、図書館トイレの洋式化に約9,000万円。ラポール秦荘、ふれあい広場の大型遊具の一部リニューアルに5,000万円。自治会活動の絆づくりに、53自治会に約20万円の交付、1,060万円。Pay Pay キャッシュレス事業に約3,000万円。三山館、ふれあい本陣、るーぶる愛知川にデジタルサイネージによる観光ダイジェスト版配信等165万円。これは、全協で森野議員から、これはもう前にはやったもんやでというような指摘もあったわけですけど、そんな補正が提案されたところです。

こんな2億4,000万円もの大きな補正予算の中であって、昨年12月議会以降、3月議会まで、私も含め他の議員からも出た、コロナ禍による米価下落に対する町支援の必要性を訴えた一般質問や、米価下落の対策を求める請願の採択や意見書の可決、さらには、常任委員会小委員会での質疑の中でも、米価下落の収入減にあえぐ農家、農業に対する町支援と、スピーディーな施策展開を各議員が求めてきたにもかかわらず、今回の大型補正に農業関係で計上されていたのは僅か300万円で、農業共済収入保険助成30件分のみであったわけでございます。

米価下落や燃料、肥料の高騰などに苦しむ農業者にも配慮した補正予算を提示すべきと感じたものであります。今回の2億4,000万円の増額補正に関連して、農業に対するアプローチが違ったとの答弁でありましたが、農業者はやはり目に見えた支援を望んでいるのも事実であります。農業振興予算がほとんどない中で、農業者に寄り

添い、生産意欲が喚起できるのが疑問でもあります。

今後、どのように農業者に対して生産意欲を喚起するというふうにお思いなのかお答えを頂きたいと思います。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） さきに御質問ございました農業へのアプローチ、そして町の農業者への施策というところで御答弁申し上げます。

農業者に対する施策、様々ございますけども、当町の仕組みといたしまして、後継者の担い手の確保ですとか、また、規模の拡大に当たる政策、そしてスマート農業の導入による農業経営の効率化に加え、環境こだわり農産物の取組の強化、地力増進作物、有機農業、耕畜連携など、農地が本来持つ力を最大限に引き出し、資源環境による持続的な農業の、選ばれる安心安全な農産物のブランディングの両立と、JAをはじめ関係機関や地域の農業者の皆様とともに取り組んでまいり所存でございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。

次に、議会の請願採択や意見書可決に対する重さを町長はどのように捉えられているかお伺いしたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） これまでの議会において、日本国憲法第16条で保障された国民の基本的権利である請願を採択され、また意見書を可決して地方自治法第99条の規定に基づき国や県等へ提出されたことは、町議会が町民の声をしっかりと酌み取り、その切なる願いを届けていただいたものであると認識しています。

愛荘町発足後、これまで町に対して提出され、採択された請願は1件のみで、令和3年9月議会に妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の延長と恒常的なお腹の赤ちゃん支援に関する請願書であると承知しております。

この請願への対応については、関係する課が連携し事業実施の必要性や公平性、根拠となる事務要綱の調整などの検討を十分行い、必要な予算を議会で承認いただき実施させていただきました。

今までもそうされてきておられますように、これからも町民の代表である議会の意見や意思として、内閣総理大臣や国会（衆参両院議長）等に声を届けていただくことは重要なことであると考えております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西です。

今ほど、答弁で、愛荘町発足後、これまで町に対して提出された請願は1件のみという説明がございましたけれど、私の捉まえ方は、昨年12月においても米価下落に対する対策を求める請願というものが出されて、それも可決したというふうに思っているんですけども、本当にこれまで、町に対して、町発足後、16年間、提出された請願は1件のみだったのでしょうか。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

私のほうで調べさせていただいたところ、私の確認においては、この昨年の令和3年9月の議会での採択された請願での対応であったと認識しております。よろしくお願ひします。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 確認しますけど、昨年12月の米価下落に対する対策を求める請願、あつて可決しましたよね。それは、直近ではそういう、私認識してるんですけど、それはなかったということでしょうか。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ただいまの件についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃられておりますように、米価下落に対する意見書としまして、令和3年12月17日に、地方自治法第99条の規定により意見書を提出された宛先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣宛てに滋賀県愛知郡愛荘町議会として出されておりますので、御報告申し上げます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 私、言っているのは請願のことですよ。請願が提出されて可決されて、今おっしゃった、経営戦略課長おっしゃった米価下落に対する対策を求める意見書がもちろん総理大臣へは行っておりますよ。

けど、請願については、議会議長宛てに請願が来ているわけですので、それが可決されたと言っているのに、それ、答弁では町発足後、これまで町に対して提出された請願は1件のみでというのは、これ、どうなんですか。それで間違いないんでしょうか。請願は去年12月、意見書の前に採決してますよね。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

当時の12月2日に出されておりました請願の請願事項として、3項目ございます。

1点目、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需要環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2点目、政府が買い上げた米をコロナ禍による生活困窮者、学生などへの食糧支援で活用すること。

3点目、国内消費に必要なない、外国産米の輸入を中止するほか、少なくとも当面、国産米の需要状況に応じた輸入数量調整を実施することという3点の請願事項として捉えております。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時31分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） それでは、今の件での答弁をお願いします。副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁申し上げます。

先ほど町長が御答弁をさせていただいた中では、愛荘町発足後、これまで町に対して提出され、採択をされた請願は1件のみというふうに御答弁をさせていただいたところでございます。その後、請願、ほかにも採択されているじゃないかというような御質問だったかと思えますけれども、国に対する意見書の提出について、採択をされた請願であるというふうに認識をしておりますので、町に対して、何か施策を求めるとのことについての請願の採択は1件のみというふうに御答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほど、請願の捉え方について副町長からお話がありました。

私は、どこへ請願を出すということについてのことによってというような話でありましたけれども、私は大きく解釈しているのは、国に対して要望してよという、意見を出してねというような請願であっても、それはやっぱり、その請願を採択したのであれば、町議会としても、米価下落に対する支援をしっかりとやってほしい、これは町も含めてというような解釈をしていたものでありました。請願採択やその請願を受けての意見書可決にあっては、議会としてはこっちを向いてはるんやなど、しっかり議会の流れを察知してほしいと思っています。

今回の米価下落に対する対策を求める意見書は、国に対して抜本的対策を求めるものでありますが、同時に国の対策が出るまでに、緊急的に町として対応できることは何かと、しっかりアンテナを立てて対処いただくべきでなかったかと考えています。

私の12月の一般質問で米価下落に対する町支援を求めたのに対し、国、県による支援策や湖東管内の市町の動向を注視するという答えていただきましたけれども、結果として、多賀町だけだからといって、町の基幹産業を担っている農業者に対して、あまりにも冷たいと感じたのは私だけではなかったと考えています。今後も、議会での請願や意見書提出に当たっては、議会、すなわち町民の思いとして受け止め、施策展開を図ってほしいと思いますが、その件についてお考えを求めたいと思います。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君は誰に答弁を求められるのでしょうか。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員がおっしゃっている意見書の成り立ちというか在り方の部分も含めてなんですけれども、様々な部分で、議員がおっしゃっていることは、議会それぞれの議員の方々がおっしゃっていることというのは、当然私たち、その地域の声だ、住民様の声だということで、施策に反映できる部分を当然やっていきたいということで、いろんなチャンネルを使いながら、それを政策に織り込んでいっている。経営資源が限りがある中においてこれだったらできる、これだったら新しい知恵としてもできそうだと、財源を持ってこれそうだとということで、施策として議会に提案をしている。その上で御審議いただいて御議決いただくなりということなんだというふうに思っております。

一方、今意見書ということで申し上げますと、それを全て、文脈読み解いて町のほうでも反映しろと言われたのは、今ほどお答えしたとおりに、様々なそれまでの部分においてとか、仮に意見書の中にそれが入っていたのであれば、それをしっかり考慮しなきゃいけないなということは捉えますけれども、今までもその意見書って、例えば国のほうで財源、地方自治とか地方振興に関してのしっかり財源を確保して欲しいとか、道路予算をこれ全面、予算化できるようにしてほしいとか、日本の知財を守ってほしい、これ種苗法するときにも出てましたけれども、基本的にそういう大きな部分での、地域の意見ということで愛荘町議会としての意見書を出していらっしゃるということなんだと思います。意見書が、そもそもそういう点においては国に向けて発信をするものであって、それを町の執行部にということは、ちょっとそもそもなじまないというもんだという理解をしております。

それは、先ほどもちょっと少し、例えば県に対して、愛荘町議会、県に何々を求むるというのは出さない。ただ、国に対しては、やっぱり国全体の方向として、そういうことを検討してくれということでお出しになるというのがこの意見書の仕組みだというふうに捉えておりますので、そこに書いてある文面をそれぞれひもといてということはもちろん、そのことを否定するものでもございませんし、そこに流れている思想や思いというところを捉えて、それが町政に反映できるということなんだあれば、

そのように町の施策に織り込んでいくということだと思っておりますが、ちょっとそもそもその意見書の運用とか在り方ということに関しては、私の捉え方としては、基本的に地域の声を議会を通してそれを国に上げていただくというのがこの意見書の仕組みであるというふうに理解をしております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西です。

今ほど町長から答弁いただきました。その意見書なり請願についても、相手の国とか県に対しての請願、あるいは意見書ということであるので、そもそもなじまないというようなお話がありましたけれども、町議会がそういうふうに思っていなければ、請願も意見書も採択されずに否決されるわけです。僕の思いとしては、やっぱりその相手が誰であっても、町議会の思いとしてはこっちを向いてはるんやなということについては理解をしてほしいということと同時に、そんなら、国でもらえるまでに、町としてどこができるやろ、どういうことやったらやれるやろうということについてもかみ砕いて施策展開をしてほしいという思いでいてるわけでございます。その点、誤解なきようお願いをいたします。

次の質問に移ります。一般質問や常任委員会での行政側からの答弁、質疑内容や議会での請願の採択、意見書の可決に関して、その後の進捗検証について、庁舎内で検証する組織、システムがあるかどうか、副町長にお尋ねをしておきます。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答えをいたします。

議会での一般質問や常任委員会での答弁、また議会で採択された請願、また可決された意見書につきまして、その後の進捗の検証を目的とする組織やシステムは、特段設けてございません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） そういうシステムがないということでもあります。一番心配しますのは、一般質問でそこそこ前向きな答弁を頂いておいても、それがトップダウンで、例えば町長から、去年の9月議会でこういう答弁してるさかいに、これについて予算化も含めて何か考えようとか、そういうことを原課に話るとか、あるいは原課からは、一般質問でこんな答弁を1年前しておくけど、これについてはやっぱり前向

きにこんなふうに答弁しているので、予算化について、予算要求して、その思いを予算に反映させるとか、そういうことしか今、できないわけですよ。原課が提案するか、町長がトップダウンでこうする、こうしろというふうに言うかですね。やっぱり私は、そういったことについては、ちょっともう一遍、そういうシステムづくりをしていたら必要があるんじゃないかなというふうにも感じています。

私の一般質問の答弁をずっと遡ってみたいと思います。米価下落はしかりですが、昨年12月に、大型農業機械運転のための大型特殊免許の取得支援というようお願いをしました。答弁として、支援は後継者対策として重要な視点で、他地域の事例を研究するというような御答弁も頂いております。また、同じ日に休耕田を利用した町民農園を開設したらどうかということで、その答弁で、農地の遊休化を防ぐ方策として、町民向け農園は有効な選択肢だ。町民向け農園は、住民の健康的でゆとりある生活の確保につながるものであり、地域の理解と関係機関の連携によって開設は可能というような答弁を頂いております。

また、遡って昨年3月の一般質問では、秦荘庁舎の有効利用のお話をさせていただきました。2020年6月に滋賀銀行秦荘代理店が閉店し、JA秦荘店にあった八木荘簡易郵便局も閉じられた。質問後、滋賀中央信用金庫秦荘支店も、昨年9月の閉店ということになりました。庁舎の1階には、簡易郵便局を誘致して、2階は介護用品支援センターと防災資機材センターをつくったらどうかというような提案をしました。その答弁として秦荘庁舎の有効活用は重要であると認識しており、民活も含め、現実的対応をしっかりと検討するというような答弁を頂いておりますけれども、昨年3月のその答弁から何も検討を頂いてない、そんなような報告は頂いてないように思います。

そのほか竹原梨園の問題とか、あるいは、2019年6月には、いろんなミニ開発がされていて、団地がたくさん出ているけれども、やっぱり団地の皆さんに対する文書なんかは全部直送をせなくてはいけないということで、その7地域の団地の自治会の組織化が必要ではないかというような質問を2019年6月にさせていただきました。その答弁においても、自治会の組織化について住民の理解を求めていく予定やというようにお話もされたんですけど、なかなかこういった団地の自治会化というのでもできてないように思うんです。そういったことで、やっぱり議会が言いっ放しだけではなくて、あるいは町から答えっ放しだけではなくて、それぞれの一般質問の質疑において前向きな答弁については、しっかりと検証するシステムをつくるべきだとい

うふうに思うんですけれども、そして、それを予算化へ結びつけるシステムづくりが必要ではないかなというふうに思うんですけれど、副町長、この件についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答えいたします。

先ほどの御答弁で、特別な組織、システムは特段設けていないというふうにお答えをしたところでございますけれども、仕組みとしては設けてございます。後ほど御説明いたします。

まず、一般質問ですとか、委員会で御答弁をさせていただくに当たりましては、内容をしっかりと検討、また協議を行い、御答弁を申し上げているところでございます。

御質問の内容によりましては、手元に資料を持ち合わせていないような場合でありますとか、関係先への確認等を要する場合などもございますので、即答できない場合もございますけれども、その際には、追って御回答させていただくというような対応もさせていただいているところでございます。

また、今ほど幾つか御紹介も頂きましたけれども、政策的な判断が伴う内容につきましては、町の幹部が出席をいたしまして、定期的開催をしております政策推進会議という会議がございますが、この中で議論を行い、必要に応じて予算化を含めた検討を関係各課に指示をいたしております。

加えて、愛荘町議会改革条例第6条第3項で規定をいただいております答弁処理の経過等の報告に際しましては、進捗の確認等も行いますので、特別な組織は設けておりませんけれども、今申し上げたような仕組みとして設けているというところでございます。

なお、先ほど議員のほうから幾つかの質問に対する回答ということでお話ございましたけれども、村西議員が御質問いただいた中では、令和3年の12月定例会で農業収入保険についての御質問を頂いておりまして、それについては、令和4年の3月の補正予算（第1号）で計上をさせていただいたところでございますし、去る9月の定例会でおなかの赤ちゃんの給付金について請願を採択いただきました際は、12月定例会で補正予算として計上いたしております。

また、インフラ関係でありますとか、道路、橋、あるいは安全対策といった御要望に関する御質問も多々頂いているかと思っておりますけれども、全てではございませんけれ

ども、関係先との調整の上、できるものから予算化していつているということでございまして、議員から頂きます御質問、御要望の全てについて、なかなか予算をつけるというわけにはまいりませんが、可能なものから順次進めさせていただいているということで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。

私はほんの一例、私の一般質問に対することに対する答弁について気づいていること、これは前向きに言っていたけど、もうちょっとその施策として実行していただけてないというようなことを、例を挙げたわけですけども、何遍も言いますが、原課から提案する、あるいは町長がトップダウンするだけではなくて、やっぱりそういったものを継承するというようなシステムというのあれば一番いい。ただ、副町長おっしゃいますように、やろうと思う、いいことであっても予算が伴いますので、全て全て、それを前向きな答弁を全て予算化しなくてはいけない、してほしいという思いではないんですけども、そういったことについての質疑、答弁について、しっかりと頭に入れて施策展開をしてほしいというふうに思うわけでございます。

最後に、町長は今後、20年、30年かかるとされている農業用水路のパイプライン化を中心とした土地改良施設大規模更新事業についても、町主導では進めないと、私の本年3月の一般質問で答弁いただくなど、農業施策について、町が積極的に進めるというスタンスでないということも分かりました。今後こうした考えで農政を進められることに対し、2月の町長選公約、農林業生産基盤の保全と適切な更新はどう捉えたらいいのか、町長を選挙で応援していたのがっかりしたとの声を多くの農業関係者から私に頂いています。

今回、多数の議員の賛同を得た農業施策に対する修正動議可決に関わって、今後の農政に対する考えに変化はないのか、町長に聞いておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 社会が成熟し、日本と地域の農業が構造的な課題を抱える今日、どう持続性を高めることができるのかという思いをより強くしております。競争もなく、自分たちが作ったものなら喜んで、高くてもどんどん買ってくれるというバラ色のようなマーケットは、日本、世界のどこを探しても存在しないわけですから、

現実的な地域と日本の農業の強化の在り方を希求することが大切と感じています。

一方で、農地、農業が持つ多面的な働きが重要であることは言うまでもなく、地域の農地や農村を守る農家の皆様が心地よく農業を継続していただくためのサポートも並行して進めていくことが肝要と考えます。

また、基盤整備事業は、町農業の将来を見据えた長期的事業であることから、今年度から担当課の職員体制の充実、強化も図ったところでございます。

後継者等担い手の確保や規模の拡大、スマート農業の導入による農業経営の効率化に加えて、環境こだわり農産物の取組強化や地力増進作物、有機農業、耕畜連携など農地が本来持つ力を最大限引き出し、資源循環による持続的な農業と、選ばれる安心安全な農産物のブランディングの両立等に、JAをはじめとする関係機関や地域の農業者の皆様とともに、引き続き取り組んでまいりたい所存です。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5月13日付新聞報道でありますけれども、近江八幡市では、新型コロナウイルス禍やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰対策として、畜産農家の飼料費補助540万円、漁業者の燃料費補助650万円、施設園芸農家への燃料費補助75万円を5月の臨時会で提案可決されたと聞いております。

また、大津市では、5月30日付新聞ですけれども、原材料高騰で仕入価格が上がった中小企業1事業者当たり最大20万円を補助する経費に5億円、別に、船の原油価格が上昇した漁業者や作業用機械の燃料費がかさんだ林業者、肥料代が高騰した農業者にも最大20万円を補助するというので、6月議会に提案するというようなニュースが出ていました。

6月1日の新聞では、JA全農は地方組織に6月から10月販売する肥料について、前期、昨年11月から今年5月に比べ、最大94%お願いすると発表。ヨウ素は95%アップ、塩化カリウムが80%アップ、高度化成肥料が55%アップということで、ロシア等に関わる原料高、輸送費アップで、円安の進行も影響していると言われております。

私ども農家がふだん使っている高度化成も55%アップということで、これ、昨年の春から昨年年末で30%アップするというふうに言っていましたけれども、今や、あの1袋20キロ、2,000円の肥料が3,000円、4,000円の肥料になるというようなことで、農業経営は大変であります。

今年度は、小麦高によりパンや麺類が値上がりし、また全国的にも水稲から小麦や飼料米への転換、いわゆる生産調整が進んでいるとの報道が先日ありました。生産者米価も若干持ち直すのではないかの予測はありますが、その分費用や燃料費の高騰が止まらず、農業を取り巻く情勢は厳しいものがあります。

これからも、町の基幹産業である農業に対し、しっかりとした施策展開をしてほしいと思いますけれども、再度、町の基幹産業である農業造成に対する町長を取組姿勢をお伺いしておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 農政ということで、先ほど答弁を申し上げております。

今ほど村西議員のほうから様々、現在の農業が直面する困難さということ、一連のものを挙げていただきました。現在、非常に緊急を要するというなかなか大変困難な状況であるというところはこれ、国のほうもしっかり捉えているところでございます。

私たちが基礎自治体としてどういうことが可能であるのかということを探っていくということは大変肝要であるというふうにも思っておりますとともに、この困難な状況という、その困難な面を見始めたら、その先に何があるんだという点に立つならば、やはりこの困難さを乗り越えた先には、強い農業ということ、また、持続可能な農業ということをみんなで希求しなきゃいけないという思いが大変強いものでございますので、先ほどの答弁でも申し上げましたものでございます。全ての部分において、やはり、需要ということを考えながらということはやっていこうというのはこれ、町内の農業者の皆様とも共有している価値だとも思いますので、そこに資する施策というところを展開していきたいというように考えておるものでございます。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、5番、村西作雄君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） ここで暫時休憩をします。11時15分、再開をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森野 隆君

○議長（村田 定君） 一般質問を続けます。6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 6番、森野 隆です。

本日、6月の定例会、大きく2つの質問をさせていただきます。1つは町職員の給与と定員管理について。詳細に申しますと、公表の方法、そして公表の内容、そして日野町との比較ということで質問させていただきます。

2つ目は、自治会、町内会の現状と存続対策ということで、詳細は愛知川区の現状をお話しさせていただき、そして行政委託業務の見直しと自治会活動活性化施策の推進、そして最後に、自治会対象アンケート調査の実施、このような質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町職員の給与と定員管理について。町職員の給与と定員管理につきましては、愛荘町人事行政の運営等の状況の公開に関する条例、これは平成18年条例第26号第6条の規定に基づいて、毎年、広報あいしょうの概ね1月号に概要が掲載されています。平成19年3月号から、令和4年1月号までの広報あいしょうに公表されている主な関連データを整理し、その推移を分析しました。

まず、最初に分かったことは、情報公開の流れに反して公表されているデータや情報の量が年を追って少なくなっているということです。そこで、人口と歳出規模がほぼ同じで、町長の給料が同じ日野町と比較してみました。公表の方法については、5月6日現在、日野町のホームページでは、平成20年度から令和2年度までの13年間の人事行政運営状況報告書と職員の給与の状況を閲覧できますが、愛荘町のホームページでは、広報あいしょうに掲載されている平成30年度から令和3年度までの4年間の町職員の給与と定員管理に関する記事しか閲覧できません。しかも、公表内容については、圧倒的に日野町のほうが多くなっています。

そこで、5つの質問と1つの提案をさせていただきますので、論点をそらさずに、的確にお答えください。

まず、1つ目の質問でございます。愛荘町の条例第7条には、公表の方法として広報紙に掲載する方法のほかに1つ、愛荘町役場で閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法が掲げられています。それぞれ具体的にどのように公表されているのか。2つ目、広報紙に掲載される情報の内容を定める基準と担当課を併せてお教えください。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議員が述べていただきましたように、公表については広報紙に掲載するほか、町役場での閲覧、インターネットを利用した閲覧と定めております。

町役場での閲覧については、両庁舎の1階にそれぞれ設置している行政情報コーナーにおいて、閲覧可能な書類を準備することとしております。

同書類を確認いたしましたところ、備付けができておらず、早急に対応をいたしました。

次に、インターネットを利用した閲覧は、町のホームページ内にある町広報紙に掲載した記事を見ることで閲覧できるようになってございます。

広報紙に掲載する内容につきましては、紙面数や構成を勘案して、経営戦略課のほうで作成をしております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 役場で備付けがされていなかったというようなことをおっしゃいましたけれども、これ、条例第7条の公表の方法としてしっかり条例に載っているわけなんです。言葉はそんなに、このことで声を大きくするわけではございませんけれども、これ条例違反でございます。副町長、事務方のトップとして、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁いたします。

今ほど、政策監がお答えしましたように、本来条例で公表すべき手続が取られていなかったということが改めて判明いたしましたので、至急に対応をさせていただいたというところでございます。もちろん、私ども行政職員は様々な法令でありますとか、規定、ルール等に基づいて仕事をさせていただくというのが本来でございますので、その手続が踏めていなかったことについては、大変遺憾であるというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 本当にしっかりよろしく願いいたします。

質問、2つ目行きます。令和元年4月1日現在の1人当たりの給与費を見ますと、

愛荘町は697万9,000円と前年度及び次年度に比べて突出して高く、日野町の535万円の1.3倍となっています。その理由を教えてください。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

お尋ねの点について確認をいたしましたところ、令和元年の広報紙記載の数値について、計算に誤りがございましたので、訂正してお答えをさせていただきます。

平成31年4月1日の1人当たり給与支給額につきましては、正しくは、給料5億7,307万6,000円と手当金額3億4,902万3,000円の合計9億2,209万9,000円を職員数171人で除した539万2,000円でございます。前年度や次年度、また日野町と比べましても突出した額とはならないところでございます。

広報紙に誤った数値を記載しておりましたことをこの場をお借りいたしまして改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 私、職員の皆さんが給料幾らもらってはるとか、そんな単純なことを言っているわけじゃないんです。そんな安易な考えでは質問しておりません。人件費が適正な水準かどうかを判断するためには、労働分配率を算出しなければなりません。労働分配率を算出するためには、必要な職員当たり、1人当たりの給与費というのはこれ、非常に重要なベンチマークとなるわけなんです。

そこで、そんな重要な給与費が長年にわたって間違っていたというようなことで、これ、私も広報あいしょう2020年の1月号から2021年の1月号まで、13か月分を確認しましたが、訂正記事はもちろん見当たりませんでした。これ、なかなか言いにくいことではございますが、間違いに気づいていなかったのか、それとも、気づいていたけれども、もう放置しておいてもええわということ、放置していたのか、これ、どちらでしょうか。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議員の御指摘に基づいてちょっと確認させていただきました。もちろん、以前から知っていたということではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） いずれにしても、住民の信頼が失われることをごさいます。その点はどのように考えておられるかというようなことを、事務局トップの副町長、そしてそれを総合して管理している町長のほうにお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁申し上げます。

今ほど御指摘を頂きました広報紙の記載誤りでごさいますけれども、記載の場合に職員手当を全額記載しておりまして、そのうち期末手当分を内書きで記載をしているんですが、それを外書きしているものと見誤りまして、合計した数字を出したことから1人当たりの給与費が高い額になったということでありまして、事務的なケアレスミスでごさいます。同じ間違いを繰り返さないように、その翌年からは、うち期末勤勉手当ということで、内書きであることを明示をさせていただいて、誤りがないように事務改善をしております。

いずれにいたしましても、このケアレスミスがそのまま住民の皆様提供される広報紙に載ってしまっていたということでありまして、住民の皆様と行政をつなぐ大事な広報紙でありますので、人間のやることですので、100%というのは、目指しますけれども、なかなかいかないところをごさいます。同じ過ちを繰り返さないように、システムとして、組織として改善に努めてまいりたいというふうにごさいます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど森野議員から、住民様との信用とか信頼ということをごさいます。やはり町が発信をしていきます様々な資料を、書類等に関しましては、やっぱりしっかりと、それが正確なものであるということをごさいます。住民の皆様基本的な御期待であり、そうでなきゃいけないものごさいますので、そのことを職員皆しっかりと肝に銘じながら、職務に当たっていかうということを引き続き引き続き、改めて共有をしてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） それでは、質問の3番目に行かさせていただきます。

職員の年齢別構成、4月1日現在を見ますと、日野町では令和2年に20歳から31歳の割合が35.1%と、5年前の平成27年の24.5%に比べ10.6ポイント増

え、52歳から59歳の割合が16.7%と、5年前の21.7%から5ポイント減って、着実に若返りを実現しています。職員の年齢構成は組織の活性化に大きく影響しますが、愛荘町では、広報紙に掲載されていません。職員の年齢別構成を令和2年と平成27年について、日野町と比較してお教えてください。また、同じく広報紙に掲載していない理由を教えてください。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

愛荘町の平成27年4月時点の20歳から31歳の職員の全体に占める割合は32.4%、52歳から59歳の職員の割合は17.9%でございました。

また、令和2年4月時点の20歳から31歳の職員の全体に占める割合は30.2%、52歳から59歳の職員の割合は9.9%でございました。愛荘町における20歳から31歳の職員の割合は、日野町の35%と比較しても同程度でありまして、また年齢階層を一段広げて比較しても、令和2年4月時点の35歳以下の職員割合は、愛荘町46.7%、日野町が43.2%となることから同程度の職員比率となっていると言えます。

なお、広報に掲載していない積極的な理由はなく、紙面数の構成等の関係から記載していないものでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 若手の職員は、先ほど申しましたが、組織の活性化だけではなく、20年先の町の施策を立案するためには、若い職員の発想が必要と考えます。先ほどの答弁で日野町とあまり変わらなく、若返りも着実になっていますよというようなことで、少し安堵はしておりますけれども、1つ、再質問として、今後のまた若返り策、よりその若返り策はどのように考えているのか。そして、せっかくそういった若返りもやっていますよと、なっていますよというのであれば、どうして広報の紙面が限られているからといって、何が大切で、何を載せないといけないかというのをもうちょっと精査されてもいいじゃないでしょうか。

私も広報紙、ずっと読ませていただきますけれども、いろいろとどういふんですか、もう少しここはコンパクトでいいだろうというようなところも1面、2面と使って、そら御寄付を頂いたりということは非常に大切かと思っておりますけれども、もう少しコン

パクトにここはしてもいいだろうというようなことを考えます。

そういったことで、もう少し、いや紙面上の制約があるんだということを答弁されましたけれども、そういう答弁であれば、紙面をしっかりと、もう少し構成、レイアウト等を考える必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。

1点目、若返り策というところでございますけれども、職員の採用につきましては、議員御指摘のように、町全体の職員のバランスというのが重要であるというふうに思いますけれども、どうしても、過去の採用状況からいきますと、各年代において職員数の多い、少ないの若干の波がございます。

ただ、ここ数年ですけれども、例えば今年が9名、昨年が12名、一昨年は11名の新規採用のほうをさせていただいたというところで、職員のその辺の部分については若返っているのかなという部分でございます。

それと同時に、現在、公務員を受験しようという学生さんが非常に少なくなってきておりますので、優秀な人材を確保していかなあかんというところについても、非常に大事なかなというふうに思っておりますので、そういった部分も含めて総合的に考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

それと、広報でございますけれども、インターネットとかデータでやったら幾らでも記載のほうできるんですけれども、どうしても広報といいますと限られております。住民さんがどういった情報を求めているかという部分を精査をしていく必要があるかというふうに思いますけれども、先ほども議員さんおっしゃいましたように、ページ数が限られている中で、どういった情報が必要であるかという部分も踏まえて、今の年齢構成も含めて、どうしていったらいいのかというところも含めて、協議をしていきたいなというふうに思っているところです。

それと啓発、公表の方法につきましては、広報だけではなくて、インターネット、町の閲覧という部分もございますので、そういった部分を含めて充実していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） よろしくお願ひします。

今、本当にはやりのように情報公開だとか見える化だとか言っておられます。その

言っている言葉に恥じない動きをやっていただきたいと思います。それとインターネット等々、これからはやはりその時代なんですけれども、まだまだ広報紙というの、紙媒体、印刷媒体というの捨てるのもございますので、その辺もよろしく願いいたします。

それでは、4番目の質問に行かさせていただきます。時間外勤務手当について、平成22年度以降、広報紙に掲載されていません。日野町の職員1人当たりの平均支給年額は、令和元年度37万7,000円と、前年度に比べて6.8%増加しています。時間外勤務は事務の効率化や職員の健康に大きく影響します。

1つ、愛荘町における令和元年度の職員1人当たりの時間外勤務手当平均支給年額と対前年度比、2つ目、広報紙に掲載しなくなった理由を教えてください。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 愛荘町の令和元年度の職員1人当たりの平均時間外勤務手当支給額は25万8,000円で、その前年度の平成30年度の平均支給額も同額でございました。したがって、対前年比は0%でございます。

職員の健康面の御心配をしていただき、ありがとうございます。少しその状況を述べさせていただきます。近年では、働き改革の一環として、ノー残業デーの徹底や、所属長の指導のもと、特定の職員への事務の集中を避けることなどにより、職員の時間外勤務の縮減に取り組んでいるところでございます。

なお、広報に記載していないのは、先ほどと同様、紙面数や構成等の関係によるものでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） いろいろと日野町と比べてみますと、いろんな違いが出てくるわけなんです。1つの違いが、職員部門の構成では日野町に比べて、総務というか企画といいますかと衛生、福祉とか、そういう割合で当町、愛荘町は高く、農林水産の人員が非常に少ないというようなことを見受けられます。これはどのような方針に基づいての組織編成でしょうか。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 職員の組織体制、人事につきましては、人事異動の前に各所属長から執行体制に関する調書とか、あとヒアリングのほうを所属長に対して

実施のほうをさせていただいております。

その後、できるだけ要望に応えられるように配慮させていただいているところですが、職員も限られておりますので、総合的に見て配置のほうをさせていただいているというような状況でございます。

そのような中、例えば商工観光課につきましては、昨年度、課長を含め5名から今年度6名、1名増員しておりますし、農林振興課につきましても、正規職員のほうは変更しておりませんが、職員のOB、町の職員のOBとか、県の職員のOBである技術専門員を会計年度として採用させていただいたというところで充実を図ったところがございます。そういったところから御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 町長にお伺いいたしますけれども、令和元年9月の定例会における当時の吉岡議員が、一般質問で働きやすい職場環境づくりの考え方、取組状況をお尋ねになられる質問をされました。その一般質問に対して町長は、限られた時間で高い効果を目指し、個性と能力を最大限に発揮するとともに、事務の効率化をはじめとする見直しなど、より働きやすい職場となるよう進めていると答弁されております。具体的な見直し、そして成果をお教えてください。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 吉岡議員ということで、当時そのような御質問を頂いたかというふうに存じます。

それ以来なんですけれども、様々に取り組んでいただいた、例えば限られた時間というところで、それぞれにデスクに今日の退庁の目標、職場を退庁する時間の目標のカードということ掲げていただいたというところもございまして、そういう点ではその時間をより意識しながら、今日この職員さんは何時に帰らねばならないんだなどということを他の職員さんが見て分かるというようなところ。それに向けて本人もしっかりと時間管理に配慮しながら業務に当たるというところは今取り組んでいただいているものでもございます。

また、様々に事務の仮にそこが重複しているということは恐らくないでしょうけれども、事務をより簡略できるところとかということに関しての見直しというのは、不断のものとして取り組んでいただいているということは、それぞれの課において伺っ

ているところではございます。

あと、インターネットというか、DXの部分、もうこれ、対住民さんというところももちろん出てはくるんですけども、やはり行政側において、どのようなことを削減できるのか、もしくはそのデジタル化できるのかということの棚卸しを今年度進めているものでもございます。

あと、全体の効果がどうであったか、成果がどうであったかというところは、もちろん残業時間の低減というところには、もちろん濃淡はあるかというふうに思いますけれども、ちょっとその部分は、総務政策監から答弁申し上げます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） もちろん、金額的な部分でございますけれども、先ほど令和元年度におきます職員1人当たりが大体25万8,000円というところでもございましたけれども、令和2年度につきましては23万6,000円ということで、2万2,000円減となっております。令和3年度につきましては、ちょっとまだ決算の関係で出ておりませんが、恐らく令和2年度よりもまた減っているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 今、政策監のほうから働き方改革のことによって残業時間も確実に減っているんだというようなことがおっしゃられました。

ただ、さっきの冒頭の答弁によりますと、職員の健康ということも言われておりますけれども、今現在、非常に職員も何かいろいろと休んでおられる職員も多いと聞いておりますけど、そこら辺、副町長、把握はされているでしょうか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答えいたします。

今、何人というのは手元に数字がございませんけれども、体調不良等で休暇に至りました職員がありますときには、総務ラインのほうから私のほうに逐次報告が上がってくるようになっております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 副町長、今簡単にお答えいただきましたけれども、人数を把

握しろという、私の質問ではないわけなんです。やはりそういった、少し精神的に不安もあって長期休暇されておられる方のフォローというか、また、原因等々もしっかり追及していただいて、愛荘町の職員はみんな健康で働いているんだという取組をひとつとしていただきたいと願うばかりでございます。その点、今後もよろしく願いいたします。

続きまして、5番目の質問行きます。愛荘町の特別職の給料を日野町と比べてみますと、町長の月額74万円は同額ですが、副町長は62万5,000円で、日野町に比べ1万円高くなっています。また、1期ごとに支払われる退職金手当は、日野町では町長が1,527万3,000円、副町長が767万5,000円となっていますが、愛荘町の支給額と算出式、また、広報紙に掲載していない理由、また、1期を終えて退職手当を支給された町長、副町長としてのお考えをお教えください。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） まず、私のほうからお答えさせていただきます。

愛荘町は日野町と同様に、県内の6市6町並びに12の一部事務組合が構成員となっている滋賀県市町村職員退職手当組合に加入をしております、同組合の退職手当に関する条例等で定める支給基準及び算定方法に基づく額となっております。

特別職の退職手当支給額については、退職された場合または任期毎に支給されることとなっており、その支給額は報酬月額掛ける支給率掛ける勤続月数で計算されます。

令和4年3月で1任期目を終えられた有村町長は74万掛ける100分の43掛ける48月イコール1,527万3,600円となります。

また、中西副町長については、昨年4月就任後、任期を終えていないため、現在まで退職手当の支給はございません。

また、広報紙に掲載していない理由につきましては、先ほど同様、紙面数や構成等の関係によるものであります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 特別職の退職手当については、退職手当組合の条例に基づき、1期4年間の功績、功勞に対し、支給されるものであると認識しております。

また、町長職、首長職をお預かりしての正直なところですが、夜、寝るときに今日も1日なんとか終えられたというものでございます。4年間毎日ではございます。

多くの皆さんの御縁やお力を頂いて、首長としての職責を4年間務めることができ、感謝の思いを厚くしているものであります。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答えいたします。

特別職に支給されます退職手当は、今ほど総務政策監がお答えいたしましたように、滋賀県市町村職員退職手当組合が定める基準によりまして支給されております。その職責を勘案して額が定められているというふうに認識をしております。

なお、私について申し上げますと、私の前任と前々任の副町長がそうでありましたけれども、1期4年の途中で退任をいたしまして、再び県の職員となりました際は、副町長としての退職手当は支払われない規定とされておりますので、申し添えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） ありがとうございます。

余計なこれ、おせっかいですけれども、平成30年といいますと少し前のあれなんですけれども、就労条件総合調査によりますと、定年退職した人の退職金の平均は、大学、大学院卒で1,983万円、高卒で管理職とか事務とか技術職の場合は1,618万円、また、高卒で現業職の場合は1,159万円という平均値が出ております。サラリーマンが定年まで三十数年勤めてもらえる退職金の7割強を1期4年でももらえることは、庶民感覚では羨ましい限りではございますが、これはもう規定だから、何ら恥じるべきではないと思います。もっと、私はこれだけやったんだからまだまだ少ないよというぐらいの僕は勢いあって、有村町長も言ってほしかったぐらいです。

しかし、問題は住民に納得していただけるだけの成果を上げているかどうかなんです。その点について、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 4年間ということで、以前の議会質問の中でもいろいろと述べさせていただいていたかというふうに思いますけれども、4年間この事務を、また、それぞれ議会の方々の議会運営も含めてでございますけれども、また町内の住民様とも、より顔の見える関係性を築いてくるということ。大変この4年間のうち、後半の2年間はコロナの対応ということもございましたけれども、今まで町政においても

住民の皆様においても、経験をし得ない中において、この町ということ、未来に見たときに持続可能な町にしていくためにということで、全身全霊をもってこの事務に当たってきたものでございます。

その点におきまして、住民様も様々に庁内の情報発信というところも前進したなど。また、いろんな工業の団体様、経済界からも、様々な施策ということがタイムリーになされたということで、御評価も頂いておるものだというように存じております。

また、教育部門におきましても、様々、GIGAスクール等々もございました。また、それぞれの施設の更新というところにも、滞りなくしっかりと与えられてきているというふうに考えておるものでございます。その他も含め、日々日々しっかりと努力を、いろんな方の御指導を頂きながら、また御縁を頂きながら、この4年間も全力で当たってきたものであるというふうに捉えております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） そこで、さっきから出ております広報紙なんですよ。こういうことも日野町はしっかりと町長1期を終えて退職金は1,500万もらいますということ、明記されているわけなんです。だから、見える化とか情報公開とか、耳触りのいい言葉は聞こえるんですけども、実情として、広報紙に上がっていないということで、私、こういうことを考えると都合のよいことだけ伝えては駄目だと思っているんです。やっぱり、そこに情報を操作していると言われてもこれ、もう堂々と、私、1期でこれだけもらいましたということで、しっかり上げるべきだと思っております。ちなみに、私たちの議員のこともこれ、お話ししないと駄目ですけども、議員の報酬も、議長が33万円、副議長が26万円、議員が24万円と、日野町と比べてみますと1万円高くなっています。しっかりとそこら辺は十分に襟を正して、やはりしっかりと報酬のことも考えて、報酬のことも考えじゃないな、しっかりとそこら辺はやっていきたいと思っております。

報酬のことで、大正大学の社会共生学部の江藤先生が、議員の報酬ですけども、成果方式とか類似方式、これは、隣の町が人口規模がこれぐらいやったらこれぐらいもろてますよとかという方式、または原価方式、議員の活動によって変えるべきだというような、いろんなことも言われています。今後はこういった原価方式で議員の給料も決めるべきではないかなというようなことも言っておられますので、私たちもしっかりと議員としての仕事、その立場立場の仕事をしていかないといけないなと思っ

ております。

それでは、提案のほうに行かせていただきます。提案1、特別職を含めて、行政職員の給料の財源は全て住民の税金であり、職員は住民への奉仕者です。だからこそ、職員の給料や定員、組織は公表が原則となっているのです。平成30年度までは、広報紙に愛荘町職員配置図として、所属職員の氏名入りの組織図が掲載されていましたが、令和元年度から個人情報であること、他の市町では公表をしていないことを理由に、所属職員の氏名抜きで、しかも、各課の関連や指示命令系統が分からない組織名だけを表形式で掲載することとしました。他市町に倣うのであれば、他市町でもある、日野町が公開している職員の年齢別構成、時間外勤務手当、特別職の給料、退職金等の広報紙に公表すべきで、来年度から公表の方法や内容を見直して拡充することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

条例に基づく公表事項について、広報紙に何をどのように掲載するかにつきまして、紙面に限りがあるため、一定の制約があることを御理解いただきたいと存じます。

公表に当たりましては、町ホームページの情報公開ページや役場両庁舎での行政情報コーナーで御覧いただけることを広報紙の紙面に追記するなどして、町民の皆様への情報提供の拡充を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 広報紙が紙面の、もうそれ聞き飽きて、工夫次第なんですよ。

そんなことを答弁でもう何回、五、六回、もう恥ずかしくて聞けやしない。町長、副町長これ、答弁調整してはるでしょう。こんな恥ずかしいことを君たち言うなよと、なぜ言わないんですか。そんなレイアウトなんてみんなで考えたらできるじゃないですか。本当に今までのレイアウト、それでいいんですか。住民の求めているのは何なんですか。そこをしっかりとやって、同じ答弁が5回も6回も。この放送をインターネットでも聞いておられますし、また、今、東部地区では有線放送でも流れているんですかね。もう住民さん、何をしてはるんやと。そうじゃないでしょう。もっと考えてやらないと、この2万人の町の役場の、私、これ前も一般質問で言いましたけれども、誰々さんはここへ行かはったんやとか、誰々さんは課長にならはったんやなど

かということで1つ、行政との距離感、役場との距離感も測れる。これが2万人の町の、あえて言いますけど、田舎の町のよさなんです。ここは政令指定都市でも何でも無いわけなんです。

だから、他市町ではやっていないということですけども、ほかの町でも、顔写真入りで、別に顔写真を載せろと言っているわけじゃないですよ。顔写真つきで、命令組織図がしっかりできるようにレイアウトして、町の組織を考えている町もありますので、そういったことも一度考えていただいて、みんなで考えていただいて、特に町長、副町長もそこはしっかりと意見を言っていただいて、本当にこの紙面でいいのかということをお願いしたいと思います。その点、副町長、よろしいですか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁申し上げます。

広報紙に何を掲載するのかということについては、議論をさせていただきたいというふうに考えております。ただ広報紙は、町からの行政の情報を住民の皆様に分かりやすく提供するということと併せて、町の皆様、あるいは企業さんがこのような活動をされているんだ、このような取組をされているんだということをお知らせする、そういう役割も果たしているというふうに私は考えております。

広報紙、どうしても紙面には制約がございますので、何を掲載するのかということについて、町の皆様お一人お一人、それぞれの思いは違いがあるかと思っておりますので、全ての皆さんのニーズを網羅して、漏れなく載せるということはなかなか難しいですけれども、多くの皆様にお知りおきいただきたいこと、お伝えさせていただかないことについては、広報紙の紙面を使って、丁寧に広報、周知、努めてまいりたいということで冒頭のお答えになりますけれども、その議論はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） それでは、次の質問に行かせていただきます。

自治会、町内会の現状と存続対策について。今年の4月から、図らずも愛知川区の区長を拝命いたしました。早速、愛知川区自治会の事業について、様々な課題に直面しています。

まず、長年継続していた字民運動会が廃止になりました。愛知川堤防の草刈りにつ

いては、今まで区内の多くの町内会が65歳以上のみの世帯は免除としてきましたが、今年から免除世帯の年齢を引き上げて、区全体で統一せざるを得なくなりました。防災組織の班員に機能するはずがない後期高齢者を充てざるを得ない町内会もあります。そもそも、役員の人選が難しくなっているのです。

また、行政から町内会に委託される業務への対応が難しくなりつつあります。特に、毎月2回届く広報印刷物の回覧や配布が負担となって、遅れがちになる組も散見されます。先日の町長選では、公職選挙法で選挙の期日前、2日までに配布することになっている選挙公報が当日日前日の夕方に配布される事例が発生しました。社協会費や赤い羽根共同募金、緑の募金等の集金もあります。ごみステーションの清掃当番も大変です。民生委員、児童委員候補の推薦も毎回難航します。

原因は、1つ、高齢化、2つ、定年延長や勤務形態など働き方の多様化、3つ目、住民意識の変化の3つに伴う担い手不足であり、今紹介しました愛知川区の事例を自治会の存続が危うくなる前兆と捉えて、20年後も自治会が存続できるよう、早急に抜本的な対策に着手する必要があります。自治会が機能しなくなったり消滅してからでは遅いのです。

この問題につきましては、3年前の令和元年6月定例会の一般質問において、村西議員が、20年先も自治会がしっかり実働できるよう、町の抜本的な施策を求められ、町長は、危機感や問題意識は共有している。施策を総合的、長期的に進めると答弁されています。

そこで3つの質問と2つの提案をさせていただきますので、論点をそらさず、的確にお答えください。

質問1、最近の3年間で自治会存続のために実施した施策とその成果を具体的にお教えください。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 近年、ライフスタイルの多様化等による地域への帰属意識や連帯感の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延が集落機能の維持等に大きく影響を及ぼしています。町全体の活力の向上は、それぞれの自治会が元気に輝いていただいでこそであると考えております。

そこで、コロナ禍においても自治会活動を維持、継続いただけるよう、遡ること2年前の令和2年度と続く3年度には、自治会に対し、消毒液等の感染防止備品の整備

やデジタル化、屋外活動等を行うための設備等の整備に対する補助制度を創設いたしました。自治会の規模によりますが、1自治会当たり令和2年度は最大30万円、令和3年度は80万円を補助するものでございます。

各自治会では、この補助金を地域の実情に応じて活用して、新型コロナウイルス感染症への対策を進めていただき、その上で集会などを再開されたほか、居場所づくりのために自治ハウスにインターネット環境を整備されたり、新たな情報発信手段として自治会のLINEを構築するなど、コロナ禍にあっても様々な工夫により、自治会活動の再開や人と人をつなぐ取組を進めていただいております。

また、今日までの愛荘町政において、網羅的に町内の各字を町長が訪問することはしておりませんでした。私が町長となってからは、地域と行政の顔の見える関係を構築するために、自治会ミーティングとして令和2年度は各区長宅を、令和3年度には役員会等を訪問し、直接顔を合わせ、行政からの報告、自治会の状況などについて懇談させていただいております。

自治会ミーティングで頂いた意見や、実施したアンケート等で得られた情報などを町が報告書にまとめ、今年度の区長総代会や、自治会ミーティングの場で説明しております。町内の自治会がコロナ禍で実施した活動の事例や自治会の声をまとめた報告書の内容は、今後の自治会の持続性や新たな取組を議論いただく参考としていただいているところです。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） ありがとうございます。

町長がおっしゃった自治会ミーティング等々、やらないよりやるほうがもちろんいいです。私も、昨年ですけれども、愛知川区の自治会にオブザーバーではございますけれども、参加させていただきますけれども、何かもう少し、それで本当にいいのかと。それがやっています、やっていますと言わんばかりの会議なのかなと思ってしまいます。

非常に言うのは易しでございますけれども、もう一步、もう二歩、しっかりと、本当にコミュニケーションを取るといふ、コミュニケーションとは何ぞやというところをしっかりと押さえていただいたら、町長が来られて、また町の職員が来られて、その字の役員さんとお話するという形やなしに、本当にもっとしゃべりやすい環境を今後つくっていただきたいと思います。自治会が機能しなくなって困るの

はこれ、行政なんです。やはりこの辺を真剣に取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

それでは、次の質問に行かさせていただきます。現在の自治会数、自治会ごとの加入世帯数と高齢化率、そして3番目、自治会未組織地域の数とそれぞれの世帯数をお教えください。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 愛荘町には、現在52の自治会がございます。

自治会ごとの加入世帯数については、毎年、各自治会から報告を受けております。

高齢化率につきましては、令和4年4月1日現在における行政区別ごとに65歳以上の割合を算出しております。

全町域で、自治会加入世帯は、全世帯数8,380世帯のうち、加入世帯数が6,265、高齢化率は22.75%でございます。以下、加入世帯数と高齢化率を小学校区別にお答えをいたします。

秦荘東小学校区は加入世帯数1,251で高齢化率31.60%、秦荘西小学校区加入世帯数915で高齢化率は24.14%でございます。愛知川東小学校区につきましては、加入世帯数1,734で、高齢化率のほうが19.89%になっております。愛知川小学校区でございますが、加入世帯数2,365、高齢化率が19.25%でございます。

また、自治会未組織地域につきましては、現在7地域あり、その世帯数は15世帯から49世帯でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） もう本当に、各自治体、高齢化が進んでおります。

各自治体の高齢化の実態を知ることというのは、これは1つの重要なことだと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。時間がもう3分しかありませんので、次行きます。質問の3番目でございます。1つ、行政から自治会へ委託している業務の種類と年間依頼件数、2つ目、自治会に依頼する理由をお教えください。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 自治会へ依頼しております業務については、大きく分けて3つに分類をされます。1つ目に行政文書等の配布がございます。毎月2回、年間24回お願いしておるものでございます。

2つ目といたしまして、自治会役員にお願いしております各種委員としての会議や自治会住民様への依頼等でございます。区長総代へお願いをしている区長総代会への出席や募金への協力、青少年育成推進員にお願いしておりますあいの一声パトロールなどがございます。これらは年間60回程度でございます。

3つ目といたしまして、河川愛護作業や粗大ごみ回収の補助といった作業をお願いをさせていただくものがございます。こちらは地域により回数は異なりますが、年間3回程度となっております。

これらを合計いたしますと、年間90件程度となっております。

次に、これらを自治会に依頼している理由でございますが、自治会では広報などの行政文書の配布やポスター掲示、回覧板等を通じて行政からの情報を住民にお伝えいただいております。そのほか、地域の防犯、防災や環境美化活動、保健衛生活動なども行っていただいておりますが、それらは自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちでつくり上げるという自治意識を基礎に、自治会と行政との相互協力関係のもと、身近な公共的活動として協働しているものでございます。

なお、広報紙などの行政文書の配布に関しましては、町が住民様へ個別、直接に届けるために要する郵送費に代えて、自治会の運営経費として交付できる仕組みとしております。さらに、各戸に届けていただくことで、高齢者の安否確認や御近所付き合いのきっかけにつなげていただけるなどの考えもございます。

河川愛護活動に関しましては、地域を流れる河川の景観を維持するほか、地域の環境保全を自治会活動の一環として実施していただくことで、地域を愛し、守っていく思いを高めていただきたいとお願いしているものでございます。

いずれの業務に関しましても、地域と行政のパートナーシップのもと、協働のまちづくりに取り組んでいるものでございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 公助には限界があり、自治会に共助をお願いするというようなことですが、町内会はあくまでも任意団体であります。行政が業務委託を強制する法的根拠はこれ、ないわけなんです。だからこそ、行政は自治会を存続させるための努力というのをいま一度お願いしたいと思っております。

次の提案に行きます。先進自治体では、自治会への業務委託の見直しや自治会の活動活性化支援に取り組んでいます。自治会への委託業務を削減し、自治会の負担を軽

減する具体策を講じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答えいたします。

昨年度実施をいたしました自治会ミーティングにおきましても、自治会の困り事として役員の負担が大きいという御意見を頂いているところでございます。

自治会の負担軽減策といたしまして、区長総代様に就任を依頼しております各種委員の見直しや自治会配布文書の削減、メールの活用による来庁手間の削減等に取り組んでおります。

まず、区長総代様に就任を依頼する各種委員につきましては、その必要性を改めて見直しまして、5つを削減をいたしました。

文書配布の削減では、昨年5月から町の広報紙を月1回の発行としております。

さらに、自治会の窓口としてみらい創生課が対応をさせていただくことにしております。補助金の申請ですとか各種の相談等をメールでも受付をできるようにしたこと、来庁いただく手間や時間の軽減につながったものというふうに考えております。

また、コロナ禍における自治会の活動活性化については、先ほどもお答えをさせていただいておりますけれども、備品整備やソフト事業の推進を行っております。自治会の負担軽減、活動の支援などについては、自治会の御意見もお聞きをしながら、引き続き当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 町はグランドデザイン2040で、20年後の町の将来像を描いているわけでございます。ならば、20年後の自治会が存続するための施策も講じるべきであると思っておりますけれども、そこら辺、副町長いかがでしょうか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 答弁申し上げます。

自治会の役割としましては、行政の業務の一部を担っていただいたり、こちらからお願いすることを担っていただいているという要素ももちろんございますけれども、先ほどみらい創生課長もお答えいたしましたように、自分たちの地域は、自分たちが考えて自分たちでつくり上げるという自治意識のもとで成り立っている、それがベースになっているというふうに考えております。行政からの依頼事につきましては、それが今の自治会の現状に合っているのかどうなのかということについては考えてまい

る必要があるというふうに思いますけれども、自治会がなくなるというのは、お住みになっているところがなくなるということと等しいというふうに私は考えておりますので、行政として何が軽減できるのかということについては、議論が必要だというふうに思っております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 今、副町長おっしゃいましたけれども、自治会がなくなるということは住んでるところがなくなるということ、これ、実際起こってるんですよ。近所の町でも起こっているんです、自治会を解散したという町が。だからこそ、今だからこそ、行政と自治会の在り方を考えていきたいと思いますということを前もって言うてんです。もうなくなってから廃止しますという、なつてからでは遅いから、今だからこそやりましようと言っているのであつて、調べてください。自治会がなくなっている、近く、ほんの近くの町もございます。そういうことでございます。

提案2のほう行かせていただきます。自治会を対象に行政から委託業務への対応や実態や要望、自治会活動に関する課題などについてアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、自治会存続のための具体策を検討する委員会を立ち上げることを提案いたしますが、お考えをお聞かせください。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 令和2年度から実施しております区長訪問と自治会ミーティングにより、自治会の実情をお伺いさせていただいておりますことから、改めてそのアンケート調査を行う予定はございません。持続可能な自治体の在り方に関しましては、地域により置かれている状況が異なることから、画一的な対応ではなく、それぞれの実情に合った対応が必要だと考えております。

今後ともそれぞれの地域の声を丁寧にお聞きしながら、共に考えてまいりたいと存じております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） どのような施策でも、まず現状と課題が的確に把握することが前提となるわけなんです。今のような、本当に悠長なことを言っていると、手後れになりかねません。どうか手後れになる前に、行政と自治会、もちろん行政任せでは駄目だということも私、十分理解しております。そこで、お互いいいアイデアを出しながら、自治会存続のために、また行政が困っていただかないためにも、今だから手

を打てるということを提案させていただきまして、私の一般質問を締めたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上で6番、森野隆君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） ここで暫時休憩をします。再開は1時15分でお願いします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時15分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 久保田正利君

○議長（村田 定君） 引き続き一般質問を行います。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、国道8号線バイパス化計画について、2番、ふるさと納税について一問一答させていただきたいと思いますので、一般質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず初めに、国道8号線バイパス化についてお伺いします。3月議会でも質問しましたが、再度お伺いさせていただきます。

4月23日日曜日、国道8号線バイパス化計画の説明会がありました。次回の説明会の予定と、現在の環境アセスメントの中間報告の開催時期について御説明をお願いします。

次に、開通まで10年から15年というふうに説明がありました。この10年というのは決して長くないと思います。バイパス工事もさることながら、バイパスとの平面交差の交通量は確実に増えるかと考えます。町道、県道の整備や安全対策に伴う用地買収の件など、かなりの時間がかかると思いますが、どのようにお考えか御説明をお願いします。また、歩道等の整備は考慮されているかどうか、この辺も含めてお願いします。

大変な事業ですので、ちょっとこの辺をお伺いさせていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

先月、4月23日、ハーティーセンター秦荘において、国道8号バイパス化に向け

た事業計画説明会が開催されました。現時点で次回説明会の開催時期は未定であります。国及び県からは、環境影響評価の手續及び都市計画決定の手續の現状について説明される予定と聞いております。

環境影響評価の手續については、令和2年9月12日に住民説明会が開催され、説明会で示された評価項目と手法により現在調査が進んでおり、調査内容に基づいて環境影響評価準備書が作成をされます。説明会の開催は、準備書が完成する時期となりますが、その開催に合わせて、都市計画に係る説明も実施される予定と聞いております。

次に、都市計画の手續につきましては、現在、滋賀県と調整を図っておりますが、今後、当町での手續がスムーズに進められますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、国道8号バイパス化事業に伴う町道の整備につきましては、計画交通の流れ、交通量を勘案し、整備計画の検討を進めてまいります。

バイパス事業においては、全線歩道の設置を計画されていますが、周辺道路整備に係る歩道についても十分に検討を図ってまいりたいと考えており、今後、国や滋賀県と連携し、バイパス事業を活用した道路網整備の構築に向け、議論や協議を重ね、町の構想や意見をしっかりと反映いただくよう進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。大変な事業というのは重々理解しておりますので、どうか慎重にお願いしたいなと思っております。その中では、蛇足ですが、スクールゾーン、既存道路、自転車、また農作業のトラクター等が何ら問題なく通行できるような計画のほう、安全で住みよい町のように心がけていただきたいなというふうに思っておりますので、引き続き、またよろしく申し上げます。

では、次の質疑に入らせてもらいます。ふるさと納税について御質問いたします。

近年、ふるさと納税は、各地方自治にとって貴重な財源となっており、消費者にとっても地方の発展に貢献することのできる有意義なものとなっております。2008年4月の地方税法等の改正によって、5月からふるさと納税が再度スタートされました。この制度は、御存じかと思われませんが、人口減少への対応や地方と大都市の格差是正を目的とするものであり、2006年度から議論が高まり、実現されました。

ふるさと納税は、都市部の住民から地方の自治体への寄付金が多くなる、つまり、都市部の自治体に納められるはずの税金の一部が地方の自治体に移る仕組みとなっております。この都市部と地方の自治体は、取組自体に温度差があります。このようなことを踏まえ、愛荘町としてふるさと納税の取組、いつから納税寄付の受付が始まったのか改めてお伺いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町では、平成20年9月18日にがんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例を制定し、平成20年から、役場窓口にて直接ふるさと納税の寄付受付を開始しております。

○議長（村田 定君） はい。

○1番（久保田正利君） 愛荘町ではがんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例を平成20年9月18日に施行され、住民自体のまちづくりの取組を行っています。ふるさと納税制度を活用し、自然と人が輝き、豊かさを協働で追求する「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」のまちづくり実現に向けて、全国の皆様から応援をお願いしておりますが、愛荘町は平成20年度からふるさと納税寄付が役場にて直接、寄付の受付が始まりました。全国に発信されたのは、ふるさとチョイスの導入（インターネットでの寄付受付）によって平成28年12月から開始されました。

平成20年以降、今日までのがんばる愛荘町まちづくり応援寄付金受付状況について、事業の種類、寄付の件数、寄付金額についてお伺いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 平成20年度以降の寄付件数、寄付金額等について御答弁いたします。

平成20年度以降の寄付者からの寄付金を具現化するための事業について、平成20年度から平成30年12月までは、安心すこやか健康・福祉のまちづくりのための事業、安全・安心・やすらぎ環境のまちづくりのための事業、明日を拓く都市基盤のまちづくりのための事業、元気な産業活力のまちづくりのための事業、共に育つ学びと文化のまちづくりのための事業、共に築く協働のまちづくりのための事業、その他、町長が必要と認める事業を、また平成31年1月からは、こむすびプロジェクトとして、7事業をさらに16事業に分け、寄付を受付しております。

また、平成20年度以降の寄付件数、寄付金額につきまして、平成20年度は6件、

158万円、平成21年度は5件、45万6,000円、平成22年度は4件、44万円、平成23年度は5件、92万円、平成24年度は6件、60万円、平成25年度は3件、17万5,000円、平成26年度は13件、76万7,740円、平成27年度は24件、116万9,970円で、ここまでは役場窓口での寄付受付をしておりました。

また、平成28年12月からポータルサイトふるさとチョイスでの受付を開始した平成28年度は950件、1,642万9,940円、平成29年度は2,200件、7,659万1,000円、平成30年度は1,755件、4,957万7,970円、令和元年度は1,172件、6,380万3,980円でした。

令和2年11月からふるさとチョイスに加えてさとふるを追加した令和2年度は、2,455件、7,097万1,970円、令和3年度は3,190件、6,996万6,000円となっております。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

平成20年度から27年度まで、役場での直接寄付の受付のみであり、寄付件数も寄付金額も多くありませんでした。しかし、平成28年度以降はインターネットでの寄付受付の開始によって、寄付件数、寄付金額も大幅に伸びています。

平成29年度、事業の種類が7事業、寄付件数2,200件、寄付金額7,659万1,000円であります。ここ近年、最も多くの寄付金と思います。

平成30年度のふるさと納税の寄付は、事業の種類が7事業と、こむすびプロジェクトとして、16のこむすび事業のスタートとなりましたが、寄付件数と寄付金額も前年度より大幅に減少していますが、なぜ寄付件数と寄付金額が減少されたのか、検証結果について分かれば御説明をお願いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 平成30年度は平成29年度と比較し大幅に減少している検証結果について御答弁をいたします。

先ほど答弁いたしました、平成29年度が寄付件数2,200件、寄付金額7,659万1,000円、平成30年度が1,755件、4,957万7,970円となっております。比較しますと445件、2,701万3,030円の減となっております。

その要因につきましては、当町で返礼品を寄付額の3割以下となったことが大きい

と考えております。

平成29年度に国から全国の地方自治体に対し、返礼品を3割以下とすることについて通知があり、平成29年度から対応される市町村がある中で、町では平成30年10月にその対応を行いました。

ふるさと納税は月別で見ますと、12月が寄付件数、寄付金額とも最も多くなる月であり、平成29年12月には、他の市町村が3割以下の対応を行う中、町は3割を超える返礼品があり、その返礼率の高さから寄付が多かったものと想定されます。

しかし、平成30年10月に当町の返礼品を3割以下にしたことから、寄付が最も多くなる12月の実績に大きく影響し、結果、平成30年度は平成29年度と比較し、寄付件数、寄付金額とも大きく減少したものと考えております。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

では、ふるさと納税によって集められた寄付金額は各自治体の運営に利用されますが、この中からふるさと納税の運営に係る費用も支出されています。平成30年度から返礼率を3割以下に設けるようにするように指導があり、返礼品を10月に改正され、正式には、令和元年より、総務省から返礼率を3割以下にするように6月に規制されました。

ふるさと納税の返礼品の調達に係る費用割合は増加傾向にありました。その一端となっているのが、北海道や九州への返礼品の発送に多くのコストがかかっております。ふるさと納税の経費、総額費用を50%以下にすることがルールとして厳格化されましたが、愛荘町においては、近年、5年で結構ですので、全体としての経費総額費用について御説明ください。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 平成29年度から令和3年度の歳出予算の細事業ふるさと納税事業の経費つきまして、返礼品代等の報償費、公金支払手数料等の役務費、ポータルサイト使用料の使用料及び賃借料が主なものとなります。

ふるさと納税事業の実績について、平成29年度が3,501万4,635円、平成30年度が1,851万162円、令和元年度が2,075万1,399円、令和2年度が2,884万5,037円、令和3年度は2,978万2,089円となります。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

それを含め、次に、経費の内訳としてふるさと納税の返礼品の調達に係る経費、発送に係る経費等においてお伺いします。お願いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 返礼品の調達に係る経費は、平成29年度が3,406万3,712円、平成30年度が1,613万7,314円、令和元年度が1,610万7,168円、令和2年度が2,066万3,652円、令和3年度は見込みですが、2,060万654円となっています。

次に、発送に係る経費は、平成29年度が24万127円、平成30年度が179万3,035円、令和元年度が402万4,292円、令和2年度が257万3,736円、令和3年度は見込みですが、326万7,083円となっています。

ふるさと納税に係る経費としましては、この調達、発送に係る経費のほかに、先ほど答弁いたしました公金支払手数料、ポータルサイト使用料等の経費がかかっております。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 数制的なところでちょっと若干ありますが、次に、愛荘町からも全国から寄付いただいていると思いますが、遠方からの寄付を頂くことで返礼品の発送の経費が割高になっているかと思っておるんですが、この割高に関して、5か年、遠方の状況について再度お伺いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 御答弁いたします。

平成29年度から令和3年度の北海道、沖縄県、九州地方の寄付申込件数について、5年間の総数となりますが、北海道が201件、沖縄県が39件、九州地方が360件となっております。

参考に、米5キログラム、寄付金額7,000円分を北海道に送付した場合、送料は1,400円程度となります。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

ふるさと納税のポイントとしては、応援したい自治体に寄付ができる。本人や家族の出身地、思い出深い旅行先、全国の自治体の中から自由に寄付先を選んで応援する

ことができます。寄付金は、地域課題の解決や行政サービスの充実など、様々な用途で活用されています。

ふるさと納税としての寄付金額を増やすために、町としてどのような取組を行っているのか、その成果はどうなっているのかお答えください。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 寄付金額を増やすための取組について、直近では、令和3年度にふるさと納税応援委託事業を実施し、協力事業者の機運醸成のためのセミナーの開催、商品開発や既存商品の磨き上げのための協力事業者へのプロデュースと補助金への誘導、効果的な時期、方法での町のふるさと納税の広告を行うためのプロモーション、町のポータルサイトのページ内容をより魅力的なものにするための返礼品ページのリニューアル、登録作業を行いました。

特に、協力事業者へのプロデュースでは、プロデュースを受けた事業所は26事業所のうち18事業所で、返礼品の新規追加、定期便の返礼品の追加などを行いました。

その結果、令和3年度の寄付件数は3,190件、寄付金額は6,996万6,000円となり、金額は令和2年度比で98.6%、100万5,970円の減となりましたが、件数は令和2年度比129.9%、735件の増となりました。

また、寄付単価は令和2年度が2万9,000円に対し、令和3年度が2万2,000円で7,000円の減となり、高額返礼品である寝具の寄付金額が減となりました。しかし、一方でふるさとチョイスの寄付金額上位20位の実績によると、プロデュースを受けた返礼品で、しょうゆは令和2年度比で件数が2.3倍の558件、金額が2.3倍の558万円、肉は令和2年度比で件数が6.6倍の184件、金額が8倍の672万円、ブルーベリーは令和2年度比で皆増で645件、金額が皆増の322万5,000円となるなど大きく寄付件数、寄付額を大きく伸ばしました。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

では、引き続き、2021年度において、滋賀県の自治体では、滋賀県を含み、20自治体中で、愛荘町はふるさと納税額の順位と全国順位について改めてお伺いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 答弁いたします。

2021年度のふるさと納税額の順位については、現在国において集計中のため確定しておりません。2020年度については、愛荘町は県内では14位、全国では1,079位という順位でございました。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

答弁では、愛荘町は県内において14位、全国では1,079位とありました。県内1位は近江八幡市で全国の順位は22位であります。ふるさと納税額は38億5,300万円であります。6町では、豊郷町が4位で全国順位419位、ふるさと納税額は3億9,600万円あります。隣の町の豊郷町と比べても、愛荘町はふるさと納税の差額がかなりあります。豊郷町では職員が町を駆け走り、地元の地産地消の返礼品を考えて今日まで努力されたと聞いております。

愛荘町もふるさと納税の返礼品も努力されていると思いますが、各自治体のように、近江牛や米の返礼品が多いと思います。返礼品の拡充が必要であり、返礼品の提供に努力いただける事業者を増やす必要があると考えます。そこでふるさと納税の返礼品の見直しなどの見解についてお考えをお願いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 答弁いたします。

議員御指摘のとおり、寄付金の増と町の魅力のPRを図り、ふるさと納税事業を活性化するためには、返礼品の拡充や協力事業者を増やすことは必要であると考えております。

そのため、先ほど答弁いたしました、令和3年度にふるさと納税応援委託事業を実施し、商品開発や既存商品の磨き上げのための協力事業者へのプロデュースを行い、返礼品の新規追加、定期便の返礼品の追加などにつなげました。

また、従前より、町職員が町内企業を訪問し、新規事業者の獲得、新規返礼品の募集を行っております。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

続きまして、県内の市町の中では、大幅に寄付金額を伸ばしている市町がやはりあります。愛荘町の伸び率は微増ではないでしょうか。その辺を含めて、なぜ愛荘町のふるさと納税の伸び率が他の市町と比べて微増であるのか、また、次に愛荘町の方々

が他の地方公共団体に寄付をされているかと思いますが、件数と寄付金額を併せて御説明をお願いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） まず、愛荘町のふるさと納税の伸び率がほかの市町と比べて微増であるかの見解について御答弁いたします。

他市町と比較して愛荘町の寄付額が伸び悩んでいる要因は様々あると思います。主なものとして、利用しているポータルサイトの数や取扱事業者数が少ないこと、また、寄付者へのサービスなどが関係しているのではないかと考えております。

利用しているポータルサイトの数につきましては、令和2年度の寄付金額が県内1位の近江八幡市は7サイト、2位の高島市は13サイト、豊郷町は町で一番多い5サイトを使用しており、寄付者の目に届く機会が多くなります。ポータルサイト使用に際し、当町は令和3年度の実績見込みでふるさとチョイスとさとふるの2サイトを使用し、ふるさとチョイスに対し286万8,140円、さとふるに対し234万8,412円、計521万6,552円を支出しています。

取扱事業者数につきましては、近江牛はネームバリューがあり、近江八幡市や豊郷町でも返礼品としてラインアップされています。当町でも返礼品として取り扱っており、多くの寄付が集まっていますが、肉を扱う協力事業者が少なく、寄付が集中する12月に対応が難しい状況になっています。

寄付者へのサービスにつきましては、寄付者の多くは12月に寄付をされ、年明けに申告をされることとなりますが、申告には町からの受領証明書が必要となるため、迅速な受領証明書の発行が求められます。令和3年度は寄付件数が増となり、1月中に受領証明書を発行しましたが、寄付者からはさらなる迅速な発行の御要望を頂いております。

また、このほかにも要因があると認識しておりますが、一つ一つ解決することで寄付額の増加につなげていくことができるものと考えております。費用対効果も検討し、今年度に対応可能なものにつきましては対応してまいりたいと存じます。

続きまして、町民が他市町に寄付をしている件数、金額につきましては御答弁いたします。

愛荘町民が他の地方公共団体へ行っているふるさと納税の寄付状況について、直近5か年の人数、寄付金額は、平成29年度課税分は206人、1,397万1,640

円、平成30年度課税分は295人、2,078万6,300円、令和元年度課税分は405人、2,932万3,000円、令和2年度課税分は439人、3,419万3,743円、令和3年度課税分は673人で4,376万4,500円となっています。

なお、愛荘町民がほかの地方公共団体へ行われるふるさと納税は、個人の寄付意志によるもので、町が関与できるものではないことから、今後も町外からの寄付の獲得に努めてまいります。

以上です。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

いかに愛荘町にふるさと納税をしていただくのか、寄付を頂いた寄付金により有効に活用するため、事業を指定させていただき、一旦基金に積み立て、活用をされていると思いますが、15の事業がありますが、現在まで、1から15、全ての事業において取組状況をお伺いします。上位で結構です。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 15のこむすびの取組事業については、観光振興事業（湖むすび）、つくしひろば事業（子むすび）、教育振興事業（児むすび）、交通安全施設整備事業（小むすび）、あいしょう農村生活体験事業（ボランティア）、健康増進事業（鼓むすび）、環境保全対策事業（故むすび）、自衛消防組織運営事業（拠むすび）、愛の郷・いきいきセンター管理運営事業（弧むすび）、元気なまちづくり事業（戸むすび）、自治会消防施設整備事業（呼むすび）、地場産業育成事業（古むすび）、町商工会補助事業（雇むすび）、図書館管理運営（愛知川・秦荘）事業（誇むすび）、障害者社会参加促進助成事業（KOMUSUBI）となっており、それぞれ寄付金を有効に活用させていただいております。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 上位の事業の取組状況についてちょっとお伺いしたかったんですが、事業の内容自体はちょっと把握しておりますので、その辺ちょっと踏まえて、改めて説明のほうお願いできますか。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） それでは、過去、直近5年の寄付金額を充当した金額が大きい事業につきましては、愛の郷いきいきセンター管理運営事業に約4,500

万ほど入っております。それから、福祉医療事業のほうに1,900万円ほど、それから自衛消防組織運営事業のほうに約1,200万、それから図書館管理運営事業、これ、愛知川のほうですが、こちらのほうも1,200万ほど充当させていただいております。大きなものは以上でございます。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

それでは、16の事業でその他町長が必要と認める事業では、令和2年度において新型コロナウイルス感染症対策に事業をされていますが、新型コロナウイルス感染症対策以外の事業内容と、平成20年度以後の町長の必要と認められた事業について、改めて御説明ください。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） その他、町長が認める事業は、寄付目的にその他町長が認める事業を指定された寄付金、また特に事業指定がなかった寄付金となっております。

また、寄付金は当該年度に基金に積み立てて、翌々年度に取り崩し、それぞれの事業に充当しておりますので、令和2年度の寄付金は令和4年度に取り崩し、それぞれの事業に充当いたします。

平成20年度以降のその他、町長が必要と認める事業は、主に幼稚園、小学校、中学校で使用される園児、児童、生徒用の机、椅子や電子オルガン、テントなどの備品購入事業等に充当し、活用をさせていただいております。

以上です。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

では、引き続き、ふるさと納税は自治体にとって貴重な財源となっております。消費者にとって地方の発展に貢献することができる有意義なものとなっております。この辺についてちょっと先ほどと重複はするかとは思いますが、ふるさと納税が地方にとってより有意義なものとなるためには、町としてどのようなお考えをしておられるかお伺いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ふるさと納税が町にとって有意義なものになるため

には、愛荘町のファンを獲得することと寄付金額の増が重要であると考えております。

寄付者に町のポータルサイトの掲載記事で商品、事業者に興味を持っていただき、寄付をしていただく。届いた商品を手に取り、食し、御満足いただく。そして、愛荘町のファンになっていただき、また寄付をしたいと思っただけでいただくことが必要だと考えております。このことは、町とのつながりを生むきっかけになり、また安定的な寄付につながります。

また、寄付金額の増は町の自主財源確保、町内事業者の売上増につながり、町行政の安定的な運営、地域活性化にも大きな影響をもたらすものと考えております。

以上です。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 町政の安定的な運営について十分よろしくお願ひします。

最後になりますが、ふるさと納税は地方の自治体にとって安定的ではないにしろ、減少傾向にある税収を補填してくれる貴重な財産であります。できるだけ多くの応援団を獲得し、寄付金という名の納税を毎年期待したいところです。

しかし、単なる財源として捉まえられるのではなく、やはり地域に住んでいる住民として様々な接点を持ち、関係を深めていく視点と取組が大切です。寄付行為でなく、継続的な情報を提供することで来訪を促し、地域や特産品についてさらに理解や好意を高めていく必要があります。それが継続的な特産物の購入や安定的な来訪につながるのではないかと考えます。その先の移住やUターンなどにつながると考えます。

最後に、他地域に住む人たちとの一過性でない継続的な関係づくり、今後、ふるさと納税制度をめぐって全国の自治体間の競争が激しくなる中で、戦略的な活用が今後の課題かと考えます。この辺について、最後にお聞かせください。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員御指摘のとおり、ふるさと納税を単なる寄付財源として捉えるのではなく、他地域に住む方と当町との一過性ではない継続的な関係を構築していくことが肝要と考えております。

先ほど、担当課長も答弁いたしました。寄付者に愛荘町のファンになっていただき、町とのつながりを生むことにより、寄付者が返礼品はどのような生産者がどのようなところで製造されているのか、町の雰囲気はどのようなものかについて興味を抱き、愛荘町へ観光、買物に来訪されたり、来訪された方がSNS等で愛荘町の魅力を

発信されるなど、そのつながりはさらに大きな、一過性ではない継続的な関係へと発展が期待できます。

そのためには、町としての事務的な部分の改善ももちろん必要ですが、返礼品そのものの魅力や、それを生産される事業者のブランド力といった要素も大変大きいと認識しております。このため、生産者による魅力ある返礼品の開発やPRはもとより、町内事業者とのウィン・ウィンの関係構築、また、町全体の魅力の向上等に努めていくことが重要であると考えます。

以前、議会で全庁的な取組をとという御意見も頂いたところであり、現在、職員有志により当町のふるさと納税の魅力向上のための検討も進めております。

地域活性のツールとして、ふるさと納税を戦略的に活用できるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

地域の活性化が順位を上げることにもなりますし、順位が上がることによって地域が活性するかと思っておりますので、今後さらなる内容を詰めていただきますようよろしくお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、1番、久保田正利君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。2時5分再開といたします。ごめんなさい、2時5分です。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（村田 定君） 引き続き一般質問を行います。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己です。この6月議会の一般質問を行います。大きく2つの項目について、質問を提出しています。

まず初めに、平成30年度の公共施設（建物）個別施設計画の第1期に基づいて質問を行います。

公共施設等総合管理計画では、大規模改修や建て替えを実施した場合、今後40年間でおよそ468億円を更新費用と推計されています。そのもとで、平成30年度の個別施設計画において、個別施設ごとに適切な維持管理による長寿命化等を行う施設や利活用する施設、譲渡や除却を行う施設等、具体的な方向性を示されたところです。平成31年3月に示された公共施設（建物）個別施設計画（第1期）では、長寿命化41施設、維持継続23施設、集約化5施設、除却3施設です。この取組で、40年間のおよそ468億円の更新費用の推計がどれだけ軽減されるのかを伺っておきます。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁いたします。

平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画では、国の試算ソフトを活用し、当時、町が保有している公共施設（82施設）をそのまま維持し続けた場合、大規模改修や建て替え費として、今後40年間で468億円の将来更新費が必要であると推計いたしました。

その後、平成31年3月に策定した公共施設（建物）個別施設計画（第1期）では、施設の方向性をまとめ、その取組に当たっては、施設所管部署が事務事業を遂行する中で主体的に実施し、その検討結果により、対策の内容や実施時期など具体の方針が定まった時点で、実施計画を作成することとしています。

よって議員御質問の個別施設計画で方向性を示した各施設で取組を行った場合の全体軽減額の試算は行っておりません。

なお、本年3月には、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、改訂版を策定しました。この中で、当初、計画期間終期であった令和38年度（2056年度）までの35年間で、現在の施設を全て保有し続け、耐用年数経過時に建て替えする自然更新の試算に対し、施設をできるだけ長く使用し続ける長寿命化への転換や、今後予定されている施設の最適配置等の取組を実施した場合の再試算を行っております。

その結果、自然更新の試算と長寿命化や最適配置等の取組の試算との差額は、約101億円となっています。

個別施設計画で方向性を示した施設全体の軽減額ではございませんが、将来更新費をベースとした効果額の推計結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、計算ソフトで計算しているだけのことで推計がされているわけで、あくまでも、もうはっきりしているのは、要するに改訂版、今の答弁の中でやったら改訂版で、自然更新と長寿命化で101億円減額するというので、長寿命化が望ましいということですから、その視点から、町長は468億円が大変だと言って、だから庁舎の集約をしなければ、取りあえず公共施設の在り方を取り組んでいくということをおっしゃったと思うんです。468億円が、そうではなくて長寿命化することによって軽減が図れるとあって、更新費が101億円下がるということになるんですが、いま一度468億円を強調されていたことは何だったのかをお伺いしておきます。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。当初の総合管理計画の際の468億円についてでございますが、この算出根拠ということで御答弁させていただきたいと思っております。

平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画における今後40年間の将来更新費468億円、予算執行分ですが、町の公共施設を全て保有し続けた場合に、大規模改修や建て替えに必要となる額を国の試算ソフトにより推計したものです。その算出に当たっては、地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書による施設類型ごとの大規模改修と建て替えの単価を用いております。

また、試算推計については、細かな条件設定はありますが、築30年に大規模改修、また築60年目で建て替えを行うという考え方で、試算のほうをさせていただいております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私は町長にて指名したんです。先ほどの一般質問を聞いてみると、指名がないと言われた。指名して答えられていない。事務方は事務方としての答えられた。その上の事務方の答弁を受けて、私は468億円をその当時強調されたことを町長としてどうなのか。あまりこういう議論をされると時間ばかりたつので、あくまでも、議会に対しても町民さんに対しても468億円を前面に出して、今、

改訂版に伴えば、要するに長寿命化を図れば、将来更新費が抑えられるということが言われているわけですが、そのことを一つ一つについて聞こうと思っていたんですが、もう方針は変えていくということにします。

それで、長寿命化、維持継続、継続する施設、全部そういうものは、除却以外、譲渡はたしかあるんですが、要するに残していくという考え方でいいのかどうか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。

長寿命化、また維持等、方向性を出していくものを残していくということでよいのかということでございます。施設、現在の方向性について示させていただいておりますとおおり、長寿命化なり維持、継続していくという施設については、当然その方向性のおおり長寿命化なりの対策なり維持継続をしていくということになります。ただ、公共施設そのもの自体にも、当然ながら耐用年数というのがございますので、その耐用年数が来たときには、また、新たな更新等をしていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 先ほども出てるんですが、グランドデザイン2040、まだ最終的なものは見せてもらってないんですが、仮のものを見て読んでいると、その議論の中では、公共施設が充実していることが強みであると。一方、老朽化している施設があって、それは町の弱みであるという両面が示されて、協議がされているというふうに推察します。

今、全部を残していくと、更新時期、更新年度やら耐用年数等があるという答弁でしたので、そういうことも考慮して答弁していただければいいわけですが、グランドデザインとのこういう議論を踏まえて、公共施設の在り方というのがどういうふうに考えられているのか、協議されているのか、そこをお聞かせいただきたいです。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。

グランドデザインのほうでおきましては、長期的視点に立った町の将来ビジョンを本町が示すことで、本町が持つ魅力や可能性、価値を再認識し、住んでいる場所への愛着と誇りを育み、まちづくりに参加する機運を高めることを目的とするもので、若

者をはじめ、多くの人々が世代を超えて住み続けられる魅力ある町を創造していくための構想となっております。

それを受けまして、それを実現的に、プランを立てていくのに、現在都市計画マスタープラン、立地適正化計画というのを進めておられます。その中では、居住誘導区域であったり都市機能誘導区域等のエリア等を設定したりさせていただいています。当然、そういったエリアを見定めながら、公共施設最適配置推進室のほうの私どもにつきましても、その会議の中に御参加させていただきながら、公共施設の最適配置を考えていく上で、各種、公共施設の計画を策定していく中で、最適な配置を検討していくということで進めさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

もう正直言って、町長が何らかの答えを、グランドデザイン、今答弁の中でもあったように長期的なビジョン、全て長期的なビジョン。その中でどうあるべきか、一定の町長としての政治的なものを示さないと、事務的なことばかりを議論しても、結局答えているのが、1つだけ言うておくと、これから参加する中でという話ですよ、もうまとめてしまえば、答弁で。事務方もえらいですよ、これは。グランドデザインに対する、それはもう仕上がってきてるでしょう。その公共施設について、そういうものも含めてどうあるべきかは、横のつながりの問題でしょう。担当課だけで答えられる話じゃないやん。だからもう、さっきの私以前の質問者の答弁やらそういうなんかを聞いていると、一貫性がないということだけを指摘しておきます。

次に行きます、質問を。個別計画を受けて、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会を令和2年2月に設置され、同年8月5日に検討委員会から答申が出されたところです。この答申で示された庁舎の在り方の検討で示されたのは9施設です。この示された9施設は、個別施設計画（第1期）では、2020年までに集約化を検討するとした秦荘保健センターと愛知川保健センター、2022年までに集約するとした愛知川公民館と町民センター、2022年までに跡地利用を検討するが、旧愛知川警部交番です。そして、2026年までに方針を決定するとした施設は、秦荘庁舎と愛知川庁舎、いきいきセンターと愛の郷です。

そこで、1つ目の質問を行います。2022年までに集約を含む検討を行うとした

26施設のうち、庁舎等の在り方の検討で示された5施設を除く21施設は、どのように審議され、方向が示されたのかを伺っておきます。あわせて、個別施設計画の方向性と計画期間での取組をどのように受け止められたのかを伺っておきます。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。

公共施設個別施設計画（第1期）を策定以降、その取組に当たっては、施設所管部署が主体的に実施していくこととしています。

そうした中、議員の御質問にあります21施設を含めた各施設の方向性に対する進捗について、昨年度、当室において、施設所管課とのヒアリングを実施いたしました。

今年度、個別施設計画の中間年による見直しを予定しております。改めて施設所管課とのヒアリングを実施した上で、後期の計画策定に取り組むこととしております。

また、個別施設計画の方向性と計画期間での取組をどのように受け止めたかについてでございますが、当時、個別施設計画を策定するに当たっては、公共施設等の利活用を考える検討会を設置いたしまして、当町の規模と時代に適した公共サービスの提供、町域の一体的な発展を目指すため、施設の統廃合を基本原則として、民間活力の導入を視野に入れた議論をしていただきました。

町の持続可能性を確保し、住民の暮らしを守るため、公共施設の見直しを進めていくことは重要であり、検討会で審議いただいた方向性や計画期間等の内容を尊重しつつ、町として取り組んでいるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

スケジュール表等は全協等で見せていただいています。それで、ヒアリングを行って計画書作成、そして素案をして計画書作成になっていくと。庁舎の集約に向けた町長の姿勢をここで聞くわけですが、今、質問の中で言ったように、個別施設計画の方向としては、庁舎の集約は2026年に、これはもう以前に議員の皆さんも指摘されているところです。そういう中で、結果として答申を頂いて、あり方検討委員会の答申を頂いて、その僅か1か月、基本設計の補正予算を提案してきたと。私はこうしたことを、今、質問している中で明らかにしているのは、本当に丁寧な説明をしていか

なかったら、同じ失敗を繰り返しますよということを苦言を呈しておきたいと思うんです。

やはり、このことも、あの当時、議員各位が言っていました。情報共有を行っていくということ、改めてその努力を行う。町民説明会を7月に予定をされています。では、町長に、あの当時をどのように整理をされているか。やはり、議会と住民との情報共有はどのようなビジョンであっても書かれています。ですから、7月の住民説明会に向かっていくにおいて、この令和2年8月から9月、また翌年の1月から3月、こうした議会、町民さんへの対応について、どのように総括されているのかを伺っておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 順を追って御説明を申し上げます。

まず、令和2年8月5日、庁舎等あり方検討委員会から、庁舎をはじめとする9施設に関する具体の方針案を取りまとめた答申書をお受けしました。その内容を踏まえ、住民の皆様や議会にお示しをするため、専門家による設計を行い、庁舎や保健センターの現実的なレイアウトを作成するための予算を令和2年9月議会に上程し、可決いただきました。

その後、議員の皆様からの御意見も踏まえ、住民の皆様にも説明できる形が整ったことから、本方針をまとめるに当たっての住民説明会を令和3年1月に計画いたしました。しかしながら、関西3府県を含む11都府県に新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられ、また、2月1日には、これが延長されたことにより、やむなく住民説明会を中止することとし、議会からの御意見もあり、3月には説明会に代えて、住民の皆様への資料全戸配布と動画配信、また意見聴取を行い、町の方針としてまとめました。想定を超える新型コロナウイルス感染症の感染拡大という当時の状況下において、できる限りの対策を講じながら進めてまいったものです。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 整理をされたというか、町長、答弁する際に、経過を報告しますと、流れだけを説明するということでしたが、流れだけの説明でした。整理されたとは到底思えない。これで7月の住民説明会をどう開いていくのか、ここは本当に大事だと思うんです。

その前に、この1年間では、庁舎の集約に取り組むというのなら、この1年間どう
いう協議を担当部局中心にやってきたのか、改めて伺っておきます。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） この1年間、どういった議論等進め
てきたのかというところでございます。

昨年、この庁舎に係ります予算措置につきまして、一旦見送りをさせていただいた
後、当室といたしましては、できる業務を進めてまいってきました。その中で、1つ
は御報告をさせていただいておりますが、今回の庁舎集約につきまして、秦荘庁舎の
ほうを支所にしていくということで、支所業務の整理をいたしました。

その中で、庁舎集約に伴いまして、秦荘地域の皆様が、支所のほうで、愛知川庁舎
のほうに足を運ばなくても済むように、できる限り秦荘支所のほうで申請等を行える
よう、事務の整理をさせていただいたものでございます。

それ以外につきましても、昨年、先ほどもちょっと申し上げさせていただきました
が、昨年の議会で、6月議会でちょっと御指摘を頂いた内容も踏まえまして、改めて
施設所管部署を寄せまして、公共施設の最適配置に取り組みます必要性について情報
共有と再認識をさせていただいた後、その取組に対して、各施設所管からの協議、ま
たそれをヒアリングをさせていただいて、状況把握等をさせていただいたというこ
ろでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そういうふうに言わざるを得ないし、本当に御苦労さんで
す。

取りあえずほんで、21施設について同時に聞くのを忘れてたのは、庁舎のあれほ
ど前のめりで頑張っていたのが1年間でどうなのか、何の動きも取らないのか。もう
1つは21施設について、ビジョンはもらったんだけど、いよいよ今年度になってこ
れをする。その1年間に一定の準備ができたはずでしょうと思うんですよ、議会から
は。何も議会には説明はないんだから。だから、この21施設の在り方に対してどう
いうふうはこの1年間取り組んできたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁いたします。

今ほど、21施設ということでおっしゃっていただきました。先ほどらい、御答弁のほうでも申し上げさせていただいておりますが、公共施設の個別施設計画に基づいて、施設所管課を主体として業務を進めていくというのがまず、基本でございます。その中で、当然今の21施設についてもその中には含まれてきます。

ただ、その中で当施設といたしましても、その方向性に向かって進めていただくよう、進捗管理等をさせていただく中でのヒアリング等をしてきたわけですが、21施設全て1個1個どう進んでいるかというのはなかなか御説明するのがちょっと時間的にも難しいでございますしあれなんです、その中で進めていく中で、本市としては進捗管理をさせていただいたというところ辺。あと、同じ答弁の繰り返しになりますが、庁舎集約等も踏まえた形での支所業務の整理と、おのこの施設所管部署での進捗管理をさせていただいたというところ辺でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この前の全協で示されたスケジュール表で、私自身は21施設が今年度中に計画を示されるんだろうという解釈をしているんです。だから、一体どうしようとしているのか。要するに議会に何も話をされなくて、結局はいきなりという、極端に言いきなりや、そういうものを示してきているわけでしょう。

ですから、我々はそういう流れとして、町長やないけど、流れの説明やけど、こちらは流れとしてどう捉えるかというのは、議員の個人で求められているんですよ。ですから、あのスケジュール表を示されたのはどの施設なのか答えていただきたいと思っております。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁申し上げます。

今、スケジュール、5月23日の全員協議会のほうでお示しさせていただいた資料のスケジュールだと思います。この個別施設計画につきましては、庁内に保有します公共施設のうち、小規模な延べ床の建物を除いた72施設のそれぞれの施設の方向性を示させていただいております。

今回、計画期間8年間のうちの中間年、4年ということになっておりますので、その中間年で、今の進捗状況等を踏まえて見直しをしていくということでの計画見直し策定をさせていただきたいと、改訂版みたいな形でさせていただきたいと考えておりますので、対象になる施設といいますと、一応72施設が、全てが対象になるという

こととございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 72施設が対象になるんだけど、なぜこの1年間、そういうようなもんをしてこなかったか。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 72施設の協議は対象なんや。それは先ほど言いましたでしょう。管理計画、個別計画で方針が出ていると、そこまで言いましたでしょう。それだから、その72施設が対象ですと言っているわけや。今年度中に素案を、計画を、72施設全部を立ち上げるということですね。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁いたします。

今、私の御説明のほうでちょっと分かりづらかったのかなというように思いますので、再度もう一度申し上げさせていただくんですが、72施設、確かに対象ということになります。個々の、それぞれの施設の方向性に向けて、個々の計画というのは、この個別計画の中で策定をしていっているものではございません。ですので、あくまでも個別計画の中で、施設の方向性をお示しをさせていただいておりますので、その方向性に向けた内容を各所管課で進めていかれた、協議等された内容、また、その施設を取り巻く状況の変化等を踏まえて、再度、その個別計画に書かれている内容の見直しをさせていただくということで、1個1個の施設の実行計画というんですか、というのを策定させていただくというものではございません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） もうここばかりやってたら時間取られるんやけど、72施設のうちの、それは72施設を個別に踏まえたらどうするかという方向を出すと。個別計画の中を言っているのではないという答弁をした、今。だから一体、個別計画の中を言っているのではない。でも対象は72施設をどうするかを言っている。一体、答弁をちょっと一貫しようよ。

取りあえず、我々議会に示した、全協に示した施設のスケジュール。庁舎のスケジュールじゃなくて下のほう。それに対する説明をお願いします。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） まず、スケジュールで示させていた
だきました個別施設計画というところの欄のことでお話ということで、説明させてい
ただきます。

個別施設計画につきましては、平成31年3月、平成30年度に策定をさせていただ
いたわけですが、これの計画の中で、まず施設全体、先ほど申し上げました72施
設の個々の施設の、どうしていくかという方向性を示させていただいたものでござい
ますので、その計画書の見直しでございますので、まず、その方向性に向けて進ん
できた進捗状況等を踏まえて、再度この計画を見直させていただく。場合によっては方
向性等を見直す施設も出てくるかもしれませんが、この見直しをさせていただくとい
うことでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 確認しておきます。要するに、第1期計画、個別施設計画
の第1期計画、これの見直しをさせてもらうというのが、我々全協に示していただい
た、今年度中の計画策定という解釈になるわけやね。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今おっしゃっていただいたとおりで
ございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今のやり取りで聞いていただいたように、要するに執行部
と議会が、要するに同じ立つ位置になっていない。情報の共有がされていないとい
うことになる。

要するに、なぜかというたら、個別施設計画に対する、一定さっき、それに対する
説明をされて、そのうちの云々でしょう。9施設について具体的方針を、庁舎等あり
方検討委員会にボールを投げて、そして検討をしてもらったという、その答えがそう
なってきたわけでしょう。それはいいんですわ、もうそこでやっているわけにいな
いので。

次に、ちょっと具体的に個別施設の活用について考え方を聞いておきたいと思いま
す。保健センターは、増築棟で集約化していくというふうな方向がもう既に示され、
それは図面等でもそういう説明を聞いています。

公民館と町民センターは解体するという方針を出している。方向を示しています。社会教育法の公民館、秦荘公民館をなくして、愛知川公民館に1本にしたという経緯があります。そういう点で、公民館の廃止が、確かにハーティセンターに機能を移すとか、そういう説明はもらっているんですが、教育長として、そうした公民館という教育施設が町の中になくなってしまふことに対して、どのように受け止めておられるのか伺っておきます。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

以前の議会の御質問の中でもお答えをいたしておりますけれども、公民館機能というものにつきましては、今後も非常に重要なものであるというふうに認識をしております。ただ、全国的にも、昭和の頃に建てられました公民館を、その耐用年数と老朽化してきたことによりまして、再度同じようなものを建て替えるというものにつきましては、これは社会状況も考えまして、現実的ではないというふうに考えているところでございます。ただ、議員御指摘のとおり、具体的に言いまして、公民館の機能として、例えば地域課題を解決する、あるいは学びの場を提供する、人材を育てるという意味で、公民館的な役割というものは、どこかの施設といえますか、物理的なその建物の中で確保をしていくということは必要であるというふうに思っております。

それが、例えば1例を挙げますと、今後空き教室が増えてきたときの小学校というようなことも、これ1例として考えられますけれども、そうしたことも含めて、教育委員会のほうでは、昨年度、生涯学習2.0事業ということで、今後の生涯学習の在り方等につきましても検討をさせていただきました。その結果も踏まえまして、例えば、多様な学びの場をどういうところで今後担っていくことが適当なのかということについても協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当に皆さん、苦しい答弁をせざるを得ないというふうに、ひしひしと私のほうを感じます。

でも、公民館はやっぱり社会教育を進めていく上で大事だし、今、どんちょうが使えないんだと言って、いつまでも稼働率が悪いどうのこうのと言っている場合ではないんですよ。確かに教育長が言ったように、あのような施設があるかどうかは検討してもいい。でも、安心してください。今、質疑の中で、長寿命化がいいんだというこ

とです。これが経費が安くなるということがはっきりしたんで、長寿命化をどうするか、一生懸命教育委員会で協議をして、そしてそれに代わる施設がどこにあるのか探っていたらいいけども、安直に、ただ公民館の機能をどこかに持っていくというふうにはいかないというふうに、私はここで強く言うておきます。それで答弁をもらおうと思って、私の主張をしているだけであります。

しかし、これはなぜかといえば、改めて皆さんに言うておきます。皆さんが今、我々に示そう、住民さんに示そうとしているグランドデザイン2040、ここにも関わってくるんだということだけを言うておきますので、そのことも頭に入れて、こうした社会教育施設の在り方、しっかりと協議をしていただきたいと思います。それで、町民センターも同じです。だからこそ真剣な議論を議会と一緒にやらなきゃならないということを訴えます。同じようにそうした2040、老若男女が生き生きとした持続可能な社会を構築するためには、社会的な交流の創出といったプラス方向に転換する努力が必要だということで、社会的つながりを物すごく大事にした、そうした議論がされています。答えではないです、議論がされています。

その、なぜ社会的つながりを大事にしていくのか。だから、町民センターのような、そうした施設をもっともっと町民に開放して、そうした社会的つながりをできる場所を提供する。そのことが自治会等の地縁組織の加入率、これが今、変化が起こってきています。こうした中で、孤独の解消や、いろんなものにどういうふうに施設を役立たせていくか。確かに今、教育長が答弁されたように、もし、教育施設、学校等で空いてくる場合があったら、そういうところも活用したり、それは何が言いたいのかといえば、身近なところに社会的交流が、つながりができる場所があったらいいというのが2040の議論の中で出ていることなんです。そのことだけを指摘しておきます。

だからこそ、公民館も町民センターが愛の郷に機能移転するとか、こうしたことを説明しているわけですが、それなら、1つだけ聞いておきたいのは、愛の郷の機能が実際、福祉センター的な機能を持つのか。そして、非常にこの愛の郷のところは、機能を求めるのが多いんです。社会教育活動を求めるのか。そして、社会的つながりをできる、そうした町民センターの役割機能を担わせていくのか。愛の郷のこの後の機能というものに対してどういう考え方をしているのか。これは町長しか答えられないでしょう。だから町長、一遍自分の考えを、こういうふうに使っていきたいぐらいは答えてほしい。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 町民センターの利用実績を見ますと、学習、教育や民間企業の福利厚生、各種教室や会議と、その利用内容は様々でございます。これらの利用者の方には、複合施設として整備する予定の愛の郷を主に利用していただくこととしておりますが、利用内容によってはその他の施設を活用いただけるものと考えております。

また、移管後の愛の郷につきましては、複合施設としての活用を予定いたしております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

複合施設にならざるを得ないですね、今の説明を聞いていると。複合施設にしていくには、現状もっともっと愛の郷に手を加えていかなかったらその道はないだろうと私は推察しています。ですから、なぜこういうことをどんどん言っているのかといえば、本当にもう一度、町長が議会に向かってやっぱり丁寧な説明をしていくと。そして一つ一つの施設をどうしていくのか、もっともって議論をするということが求められてくるんじゃないかなというところで聞いています。そこをもう深入りしないで今後期待したいと、そういう場を設けていただけるだろうということで期待したいと思います。

それで、この項について最後ですが、施設ごとの質問について、コスモス共同作業所とふれあい共同作業所は、より充実した運営とするため、施設の譲渡、移管について運営法人と協議、検討しながら今後の考えをつくっていきたいということを言われています。

本当に、私もちょっと見てみたんですが、コスモス共同作業所、手狭になっているなという感じがします。だから、本当にどうあるべきか十分に施設と協議をして、本当に真摯な、前向きな考え方を導いてほしいというふうに思っているんですが、これは誰が答えるんですかね。また所管が答えるの。ちょっと無理がないか、福祉課の関係で。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。

障害者の生きがいと社会参加を支援する施設として、現在2つの民間法人に施設を

貸与して、それぞれ作業所を運営していただいております。個別施設計画では、より充実した運営を目指し、施設の在り方について協議するとともに、施設の譲渡や移管についても検討していきますとさせていただきます。

検討に当たっては、公共施設の最適配置の視点と、障害者の生きがいつくりや就労の場としての福祉の視点からの検討が必要であり、議員から頂いた御意見については、所管課のほうと共有させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

取りあえず、本当にしっかりと一つ一つの施設の在り方、こういうものをしっかり協議をして進めてほしいということを引きつけておきます。

では、次の質問に移らしてもらいます。2026年までに、先ほどもちょっと言いましたが、2026年までに方針を決定するとして愛知川庁舎と秦荘庁舎、なぜ2021年度中に集約化を進めようとしたのかを伺っておきます、改めて。加えて、あり方検討委員会を設置して答申を得たと言っても、庁舎の集約だけが先行したことは、町民に対して不誠実ではないかと、このように思っています。改めて答弁を頂きます。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御答弁させていただきます。

なぜ2021年中に庁舎集約を進めようとしたのかということの御質問であったかと思っております。公共施設の最適配置については、これまで、愛荘町公共施設等総合管理計画、また住民や各種団体代表者、学識者等で構成した愛荘町公共施設等の利活用を考える検討会から答申を受け策定した愛荘町公共施設（建物）個別施設計画による方針、及び庁舎等あり方検討委員会からの答申を受けて進めてまいりました。

このうち、あり方検討委員会では、個別施設計画の方向性について、具体策が定まっていない24施設を大きく行政関係と教育関係とに分け、まずは行政機能の根幹である庁舎が含まれる行政関係施設の9施設について御議論いただいたものでございます。

個別施設計画とあり方検討委員会の答申は、並行して進めていくものでありまして、庁舎を含む9施設についても計画に取り組んでいるものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） どこを優先順位に持っていかいかないか。これはもう町長のある程度の思いもあるだろうというふうに思います。それを答申を頂くと、庁舎等あり方検討委員会というて、庁舎等、頭から庁舎という冠をつけています。そのことがあるわけです。

やはり、グランドデザイン2040を持ち出さなきゃならないんですが、町長は私たちや住民さんに向かって、庁舎の集約についての根拠としているのが、町民の利便性と職員の移動ロスということを言われています。2040は町民の地域交通、このネットワークは住民の生活利便性の向上を図る上で重要な役割を果たすというふうに言っているんです。

ですから、私はなぜここで改めて問いたいのかといえば、もうここも問題になったところですが、要するに、集約化と伴って、要するに住民さんの交通の利便性はしっかりと対案といたしますか、もしくはサービスというか、そういう点でも必要であったということ私を、2040の記述から、そういうふうに解釈をしているんです。

ですから、やはりここに不親切があったというふうに思っているんです。町長、職員の移動ロスはいろいろ数値を示しているんですが、住民さんの交通の利便性、これをしっかりと示していくということ、もしくはその考え方をもって7月の住民説明会に臨むというふうにはならないのでしょうか。答弁を頂いておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎集約による住民の移動負担に係る御質問と賜りましたが、現在の分庁舎方式により、住民の皆様には、これまでから要件により庁舎間の移動をお願いしている現実がございます。

庁舎集約により、こうした要件による庁舎間移動の負担の軽減が図れるとともに、秦荘庁舎を支所として位置づけ、これまで愛知川庁舎でしかできなかった申請事務等の受付も行えるようにすることで、住民の皆様の利便性を向上させることとしておりますし、行政手続のオンライン化など、そもそも役場に行かずとも用件を済ませてもらえることも併せて進めてまいります。

公共施設の集約を進めることは、少なからず住民の皆様の移動など、利用環境に変化をもたらすものですが、公共施設の最適配置は、将来にわたる当町の持続的発展のため、取り組まなければならないものですので、住民の皆様の御理解をお願いしたい

と存じます。なお、町民の社会活動の活動拠点が変わることは、活動されている団体等の皆様にとって大事な点と認識しますので、今ほど申し上げました点を含め、住民説明会等の場で丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 辰己です。

丁寧な説明をするということです。やはり最終的に今、我々まだしっかりとそこが手元にないわけですが、要するに、グランドデザイン2040が本当にそれとこういう庁舎の公共施設の在り方、こうしたものも含めてどうであるのかということが問われてくると思います。ですから、本当に改めて皆さんが出している、議会や町民にメッセージを出すビジョンですので、しっかりそこも含めて示していただきたいと思えます。

もう1点は、ちょっと庁舎を取り巻く環境が変わってくると。ごめんなさい、愛知川庁舎を取り巻く環境が変わってくるということを含めて、やはりいま一度ゆっくりと、どうあるべきか、議会としっかりと協議をしていくということを求めておきますが、それについて答弁を頂いておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回、滋賀県が処分される旧警察官舎跡地を当町が取得することで、愛知川庁舎周辺の公用地部分の面積は約1,400平方メートル増加いたしますが、庁舎を含む活用の在り方は、これまで議会や住民の皆様にご説明し、それに伴う予算措置についても議会で御承認いただき、進めてきた経緯、経過がございます。このため、現在の計画の再考は考えておりません。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 別に再考をしてもらおうとかというんじゃなくて、議会としっかりとそういう議論をしていこうということを私はどちらかといえば申し上げていると言ったほうが良いと思います。議長にもそれは、この場を借りて、取りあえず行政から、公共施設の在り方について出てくると思います。ですから、十分に議会もそれに取り組んでいく。取り組まなかったら、住民さんに我々が説明できないんですよ。ですから、そのことを求めておきます。

最後の質問に移ります。次、信号機の設置について質問を行います。

町道東円堂豊満線と県道彦根湖東線の東円堂地先の交差点です。今日まで三方が農

地で見通しがよかったのですが、交差点東側において宅地造成され、家屋及びフェンスが設置されたことなどによって見通しが悪くなってきました。小中学生の通学交差点にもなっていますので、信号機の設置を求めますが、答弁を頂いておきます。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

当該交差点は、東西道路の県道湖東彦根線（主道路）と、南北道路の町道東円堂・東小学校線（従道路）が交差する箇所であり、自治会からの要望により昨年度、東近江警察署に信号機の設置要望をいたしました。その際に、従道路とします町道東円堂・東小学校線の交通量が信号機設置の基準に合致しないため設置できないとの回答を頂いております。

当時は、交差点は見通しも良く、通学路でもあるため、歩行者だまりへの安全対策として、滋賀県によりガードパイプが設置され、安全対策の強化が図られたところでございます。

議員御指摘のように、交差点の北東で住宅建設が進み、これまでの状態から見通しが悪くなったため、信号機の設置を望む声をお聞きしますが、警視庁で定める信号機設置の指針では、見通しが悪いとの理由で信号機の設置はできないとされているところでございます。

このため、今後は見通しが悪い交差点での歩行者自転車の安全確保や、従道路から主道路、町道から県道に進入される際に、安全確認をさらに促すための対策などについて、東近江警察署との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当にこれは、信号機の設置については非常に厳しいというのは答弁で分かってきました。ただ、一般質問でも出ていますように、国道8号バイパスの行き方、本線によっては、どんどん町がまた変わってくる。このことが影響を受けるわけです。こういうことも含めて、本当に町の在り方、それこそグランドデザインをしっかりと示していくとか、こういうことの協議も全部必要になってくると思います。その場その場で物事を判断していくと、また大きな投資になるということにも厳しく指摘をして、私は一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、13番、辰己 保君の一般質問を終わり

ます。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。3時15分から再開ということをお願い
します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時15分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 外川善正君

○議長（村田 定君） 一般質問を続けます。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 9番、外川善正。一般質問を行います。

有村町長が、さきの2月期における選挙により2期目に就任され、その直後の3月議会において、2期目に当たっての所信を述べておられます。まちづくりにおいて力点を置くのは、時代の潮流や変化を捉まえながら、町の更新、アップデートに機敏に努めていくこと、町の持続可能性を高めること、情報発信力を高めること。町のブランド力を高めること、そして何よりも地域において大切な仲間、家族、友人とより笑顔多く、安心して心豊かに、1年1年を重ねられるようにしていくことであり、これらの思いをもとに、施策の推進に努めていきたい。

また、地域において大切なのは日々の暮らしの接点であり、「日々の暮らしを笑顔につながる絆を取り戻そう」と、再び地域の、社会の、団体の仲間の絆を取り戻すという大切な課題に力強く意思を持って皆さんと取り組んでいきたいと結んでおられます。

有村町長は、1期目の所信表明におかれても、人と人との対話、コミュニケーションの大切さを訴えて事業展開を図ってこられました。その4年間の実績を捉まえて、2期目においても、人と人とのつながり、そして絆の大切さを感じ、語られたのではないかと私は考えております。そしてその思いを強く押し出し、これからの4年間を見た具体的な施策の展開はどのようなものであるかをお尋ねします。

特にまちづくりについては、いろんな角度からタイムリーに施策の推進を図っていくと話されている中で、この4月に国道8号線のバイパス道路の建設工事が予定されていることに伴い、国から詳細なルートや構造などについて住民説明会が行われ、参加されました住民の方々からも多くの質問があり、国側からは現時点で回答できるも

のには、答弁をされてこられました。

この新たに設置されるバイパス道路は、数十年後には必ず愛荘町の真ん中を縦断するものであり、これに伴い、愛荘町のまちづくりも大きく変わるのではないかと考えられます。

既存する道路とバイパス道路が平面交差する箇所における課題など検討する点も多く、まちづくり全体の構成についても影響を及ぼすことがあるのではないかと考えることから、行政として、また町長として、どのような考えを持っておられるのかお尋ねします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） さきの3月議会において、「日々の暮らしを笑顔につなげる絆を取り戻そう」をスローガンに力強く歩んでまいりたいとの思いを所信として述べさせていただき、町長選挙においてお約束した8つの柱に基づく政策を重点的に進めてまいりたいとの考えを述べさせていただきました。

具体的に、1つ目の柱として、愛着と誇りのまちづくり・つながりの醸成。2つ目に、子ども・子育て環境の充実。3つ目に、健康長寿・生涯現役のまちづくりの推進。4つ目に、教育・文化力の向上。5つ目に、安全安心・快適便利を支えるインフラの着実な整備。6つ目に、経済・観光・農林商工業の振興。7つ目に、防災・減災、町民の安全安心を守る危機管理。そして最後の柱に、持続可能なまちづくりと情報発信力の強化でございます。

これら8つの柱の達成は、行政の力だけでなし得るものではなく、例えば、東部地域の賑わいづくりなどのテーマに関しても、住民参画や民間活力の活用など、様々なステークホルダーの参画を促し、関連する施策等が相乗効果を生む仕組みづくりやプラットフォームが肝要であると考えております。

議員の御質問にある国道8号バイパスの整備も同様で、本路線の整備後は本町を取り巻く地域、交通等の様相が大きく変わることが見込まれることから、これらを本町の強みと捉え、早期整備に向けた国、県との綿密な連携をはじめ、まちづくりと連携した町東部、西部地域への人の流れなどの検討が求められるものと認識しています。

交通インフラは町の発展に欠かすことのできない重要な都市基盤であり、引き続き、今後20年、30年という長期を見据え、各地域の生活利便性や特色を維持、活用しつつ、持続可能なまちづくりの方向性を検討してまいり所存です。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。

ここで、1つソフト的に町長が述べておられます地域の社会のということから、絆を再び取り戻す、これについて述べておられます。この絆というのは、本当にソフト的なもので、どういうふうな形を構築していくのか。例えば、これは町長だけが感じていることか、行政全体が窓口とか県政とか福祉とかそういうところでも絆を取り戻そうとするならば、日々の作業はどういうふうに進めていくとかということが、私は一番大切になってくると思います。

絆と簡単に言うても、やはりそこには、お互いが聞いたりした中で、行政から答えたりした中でも、それなりにやっぱり信頼が生まれてこないと絆は生まれないと思います。だから、町長が私だけでこういうふうに思いをしているんやと。また、職員みんなには、またじわじわしゃべっていくとかというのであれば、それはまた2期目の課題というものではないと思うんです。

そして今、8つの柱のことを推し進めていくと言われました。私は、この8つは予算委員会の中で、今年度の予算書の概要説明の中の重点施策の中に、幾つかこの8本の柱の中身が、10ほど入っています。この重点施策を進めていくというのは、これは前期で町長が提案されて進めていっているものであって、全ての重点施策は継続なり継続拡充というような形で表現しているはずです。だから2期目の新たな取組方針、そういうようなものが見えてないからお尋ねしたんです。

まず、1点目の絆を取り戻す、それは町長の個人的なものか、行政全般を推し進めていく形であるのか、お答え願います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 絆を取り戻すということ、大変大事なテーマだと私は設定をいたしております。これに関しまして、各議員の方々も、本当に地域において、改めてコロナということで傷んでしまったというか、なかなか薄くなってしまったかなとお感じになってらっしゃる様々な絆を今取り戻そうというふうにしてくださっているというようにも存じます。

この絆が町長、有村単独のものかと、もしくはその町行政においての共有されている部分かということでございますけれども、このことに関しては、もちろんのこと、両者ということでございます。後者含め、有村はもちろんでございますが、それぞれ

の職員の皆さんも、窓口において大変、一つ一つの対応も丁寧にしていて、その信用を重ねているというところであるというようにも思っております。この絆、その単語、一概にこうだというのが成功の事例としてあるものではないかもしれませんが、一つ一つの機会を捉まえて信用を重ねていくということに尽きるというふうに存じます。

この中で、様々な施策で情報発信力を高めていきたいということで、愛荘町においても住民の皆様に使っていただけるLINEということ、これは大変好評を頂いております。町の、例えば福祉の予約をどのようにするかとか、ごみ捨てであったりとか、町のいろんな行事ということもこれで簡単に見ていただくことができるようにもなりました。

また、各字に関しても、みらい創生課が窓口として、区長様のいろんな御相談をより迅速に各課につなぎながら、また御返答もしていくというようなスキームをかなり成熟したものになってきているとも思います。様々な部分で一つ一つの信用をみんな確保していこうということで歩いていく日常を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。

なかなか、信頼という言葉一つとりましてもなかなか難しいものであって、この前も、二重送付というのが出ていますよね。それはそれなりに、原因があったらろうと思いますけど、聞いてみますと、やっぱり前から出ているものと同じような原因で再発していると。

それを前後して、固定資産、そこは皆さん、発表されてないかもわかりませんが、固定資産の、3年に一遍に更新していく中で、航空写真撮ります。そのときに、上から撮った田の面積と住宅というか倉庫、その二重徴収があって、そして、それを返しにいったん、お金を。誰が行ったか知りませんが。そのときに、当然、間違っていたら、これから3年間の固定資産税はこれだけですよという、訂正したものを渡さなアカン。それが渡ってない。そこでまたばかにしとるというて怒ってはったんやわ。

ほんで、そういうことが、もう何か言うたら二重チェック、複数チェックの漏れやということで収めてこられましたけど、やっぱりそこはもう何か使ってチェックしていった、そういうような信頼関係を取り戻すようなことをしない限り、何ぼ信頼、絆

と言うたかて、これはみんな町民の方、納得してもらえないと思います。だから、そういう意味からもやはり、これからの業務一つ一つ、つながりを取り戻すために、一人称になって、それぞれが考えていただかなあかん問題かと思います。

先ほどちょっと触れました8つの柱というのは、これ、私は町長が選挙期間中、町民に向けて発せられてた内容であって、私、聞き落としてんのか分かりませんが、この議会に対して8本を説明したというような意味合いを言われたように思ったんですけど、先ほど。それやなくして、この8本の柱は、先ほど言いましたが、今期前にできているものであって、今、2期目の抱負というのは、町長からは聞いてないと思って質問を出したんです。

その次にしゃべりました、例えばまちづくりについてというのを読ませていただきました。それは、ほんでバイパスのができたときのことで、大きな道が町の中を通る、市町の中を通るときには、本当にまちづくりが変わってしまう。それは長浜でも八日市でもどこでも一緒なんです。竜王かて、大きい道ができて、そっちへ庁舎を持っていたということも聞いております。

だからこの、先日国から説明会がありました。この時点で、もう既に本町としての青写真というのは既にできてあったのかできてなかったのか、そこをお聞きします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

国道8号バイパスの説明会が去る4月23日に開催され、それまでに青写真と外川議員がおっしゃっていただく青写真ができてあったのかという部分に関しましては、従前からどの部分、県道、町道で平面交差や立体交差をする。町としてもしてほしいかという、そういった部分の要望等も、順次協議のほう重ねてきまして、全てが全てこちらが要望する部分が満たされているというわけではございませんが、23.6キロ、彦根から東近江までの間ございますので、近隣市町もやはり同様の要望等もされてると思いますので、町としましても、今後の交通の利便性や、やはり住宅の密集地等にそういったバイパスが通ると、様々な問題、課題等が出てきますので、町としてもできるだけ影響のないような形で、そのバイパス整備がされるような、そういったルートに要望した上で、最終的に、この前説明がございましたルート及び各平面交差なり立体交差の場所を示していただいたということとなっております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 私がお尋ねしているのは、その道路がつくことによって、ランドデザインとかマスタープラン、そんなもの見直しとか修正をかけたんかかけてへんのか、そこを聞いているんです。道がどのような形で通る、通らんにしろ、そこへ、今我々が聞いている資料のどこへ落とし込みができてあるのか、その点です。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

マスタープランや立地適正化計画を現在当課のほうで策定中でございまして、そこに対して国道8号バイパスのルートに対して、その計画がコミットされているのかというところの御質問であると思いますが、マスタープランや立地適正化計画におきましては、エリアごとの、東部地域であったり西部地域の将来的なまちづくりの構想であったり、また、立地適正化計画におきましては、都市機能誘導区域とか居住誘導区域を各愛知川庁舎、秦荘庁舎を核としたその地域で、そこにできるだけ住民の方々を誘導して集中的なまちづくりができることによって、そのことが経済的な発展とか、機能が確保、公共施設から公共施設とか医療機関とか学校とかそういった機能への移動もすぐにできるような形で、そうした地域を設定して、できるだけ速やかに移動できるような、そういう地域をつくっていこうという形で今、策定をしております、その中でこの国道8号バイパスのインフラ、国道8号バイパスのルートについても、そうした道路を使って、移動手段というのは当然考えていかなければなりませんので、将来、まだ15年から20年余り、8号バイパスの設置にはかかるというふうには聞いておりますが、それもちょっと加味した計画をこれから策定をしておりますマスタープラン、立地適正化計画の中でも、今の時点で盛り込める範囲で盛り込んでいるというところで、今、策定のほうはしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。

今、聞きますと、ある程度は着手しているという話ですけど、そしたら、着手しかけたときにはやっぱり議会のほうにも言うて、やっぱり広く多く意見を求めたほうがいいんじゃないですか。今、この8号線から愛知川の地域の中へ入ってくところが非常に狭くて、拡張しようと努力しておられます。その道が10年、15年後には、東

へ行くだけであって、また東の道から下がってきた道がまた混雑するようになる。ここを一生懸命広げて、こっちに道が来てまた広げる。そういうようないろんな疑問点の角度から心配しておられる方もあります。中には、道が東へ来て大きなついたら、こっちへ庁舎ごと、ここの東側へもうしばらくこのままで置いておいて、大きいのをどんと建ててもええやないかという意見も言われますわ。やっぱり多くの方がいろんな角度から心配してくださる、それは。そういう声は大事にしなあかんと思うねやわ。私が思うのは、もう10年、15年は先ほど久保田議員もおっしゃいましたが、すぐ来ますわ。ほんで、もう10年前には青写真つくって、こういうふうな形を取ってくれということ、逆に本町から国に向けて要望していく。そのぐらいの心構えがないと、私は駄目ではないかと。

ここの東側も一部、高架にずっと走りますわね。高架であっては、私はまちづくりはそんなに発展せえへんと思う。やっぱり平面道路で広い道をつけていただいて、両脇に工場とか、そういうなんで初めて町が動いてくる。高架やったら、逆に平面交差点の周辺だけが混雑するだけで何のメリットもない。だから、そういうことを本当はもう分かった時点で、すぐやっぱり要望をかけるぐらいのことをしないと、私は駄目ではないかと。これは提案みたいな形になりましたけど、そういうことから早いこと有識者、そして、または議会の代表者、そういう方々と早期に協議会を持たれるのを提案しますけど、これは、町長にお考え聞かせていただきます。そして、私の質問は終わります。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えをいたします。

国のほうから現在の最新の状況ということでの全景が示されてきたというのも、まさにこの冬でございましたので、そういう点では、この愛荘町においての、どこを通過していくのかということ、俯瞰した地図を今、にらみながら、周りには優良農地が広がっているという状況で、今開発がなされていないところは河川が通過しているというところもございます。

非常に広大な地べたが、自由に何とでもレイアウトできるかなというふうに見えるかということ、なかなかちょっとそこが困難なところも実際にはあるんです。それらも含めて、どういうことが、より町の未来にとってふさわしいのかということ、構想をまさにしていっているというような状況でもございます。どこかしのタイミングに、

それがいつになるのか、どのように進めていくのかというところは、少しいろいろ研究をしていかねばならないなというふうに思いますけれども、もちろん議会の方々の御意見というところもこれは大事なものでございますので、そういうところを共有しながら進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（村田 定君） 以上で、9番、外川善正君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） これで本日、6名の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（村田 定君） お諮りします。本日の会議をこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。再開は、明日6月7日午前9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会します。大変御苦労さまでした。

延会 午後3時43分